

## 令和 3 年度

# 当初予算案等説明資料

1. 所管予算案	
(1) 総括	1
(2) 一般会計 (歳入・歳出)	3
(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 (歳入・歳出)	4
(4) 重要施策に関する説明	5
(5) 特筆事業等 (新規・拡充)	19
(6) 款項目別説明資料	25
【参考】負担金・補助及び交付金予算額	51
2. 教育委員会移管分予算案	
(1) 重要施策に関する説明	54
(2) 款項目別説明資料	55
3. 条例案	59
4. 一般議案	100
5. 機構整備案	101

こども未来局

# 1. 所管予算案

## (1) 総括

(令和3年度)

区 分	予 算 額 (A)							
	歳 出	財 源 内 訳					当該事業財源	一般財源
		特 定 財 源				計		
		国県支出金	地方債	その他				
一 般 会 計	千円 118,647,245	千円 71,443,353	千円 174,000	千円 7,770,054	千円 79,387,407	千円 -	千円 39,259,838	
母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業特別会計	1,233,276	-	-	1,540	1,540	1,210,057	21,679	
合 計	119,880,521	71,443,353	174,000	7,771,594	79,388,947	1,210,057	39,281,517	

(令和2年度)

区 分	予 算 額 (B)							
	歳 出	財 源 内 訳					当該事業財源	一般財源
		特 定 財 源				計		
		国県支出金	地方債	その他				
一 般 会 計	千円 124,238,645	千円 73,584,716	千円 452,000	千円 8,567,853	千円 82,604,569	千円 -	千円 41,634,076	
母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業特別会計	1,301,170	-	-	1,575	1,575	1,277,527	22,068	
合 計	125,539,815	73,584,716	452,000	8,569,428	82,606,144	1,277,527	41,656,144	

(差引増減)

区 分	差引増減(令和3年度)予算額(A)-(令和2年度)予算額(B)							
	歳 出	財 源 内 訳					当該事業財源	一般財源
		特 定 財 源				計		
		国県支出金	地方債	その他				
一 般 会 計	千円 △ 5,591,400 【 △ 4.5% 】	千円 △ 2,141,363 【 △ 2.9% 】	千円 △ 278,000 【 △ 61.5% 】	千円 △ 797,799 【 △ 9.3% 】	千円 △ 3,217,162 【 △ 3.9% 】	千円 - 【 - 】	千円 △ 2,374,238 【 △ 5.7% 】	
母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業特別会計	△ 67,894 【 △ 5.2% 】	- 【 - 】	- 【 - 】	△ 35 【 △ 2.2% 】	△ 35 【 △ 2.2% 】	△ 67,470 【 △ 5.3% 】	△ 389 【 △ 1.8% 】	
合 計	△ 5,659,294 【 △ 4.5% 】	△ 2,141,363 【 △ 2.9% 】	△ 278,000 【 △ 61.5% 】	△ 797,834 【 △ 9.3% 】	△ 3,217,197 【 △ 3.9% 】	△ 67,470 【 △ 5.3% 】	△ 2,374,627 【 △ 5.7% 】	

※【 】内は対前年度伸び率

こども未来局所管予算の年度別状況(歳出)

区 分	当 初 予 算				
	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
一 般 会 計	千円 1,054,544,000	千円 887,458,000	千円 866,640,000	千円 838,769,000	千円 832,795,000
こども未来局 所管予算	118,647,245 【 11.3% 】	124,238,645 【 14.0% 】	118,614,074 【 13.7% 】	111,767,710 【 13.3% 】	104,831,971 【 12.6% 】
特 別 会 計	771,170,475	734,192,694	741,541,551	734,776,657	755,230,649
こども未来局 所管予算	1,233,276 【 0.2% 】	1,301,170 【 0.2% 】	1,350,865 【 0.2% 】	1,311,867 【 0.2% 】	1,273,911 【 0.2% 】
合 計	1,825,714,475	1,621,650,694	1,608,181,551	1,573,545,657	1,588,025,649
こども未来局 所管予算	119,880,521 【 6.6% 】	125,539,815 【 7.7% 】	119,964,939 【 7.5% 】	113,079,577 【 7.2% 】	106,105,882 【 6.7% 】

※【 】内は各会計に占める割合

## (2) 一般会計（歳入・歳出）

### （歳入）

款	令和3年度 予算額 (A)	令和2年度 予算額 (B)	差引増減 (A)-(B) (C)	対前年度 伸率 (C)／(B)
	千円	千円	千円	%
(17) 分担金及び負担金	4,514,887	5,066,937	△ 552,050	△ 10.9
(18) 使用料及び手数料	134,760	134,679	81	0.1
(19) 国庫支出金	53,980,172	55,600,640	△ 1,620,468	△ 2.9
(20) 県支出金	17,463,181	17,984,076	△ 520,895	△ 2.9
(21) 財産収入	275,911	280,094	△ 4,183	△ 1.5
(22) 寄附金	9,890	7,356	2,534	34.4
(23) 繰入金	767,219	785,766	△ 18,547	△ 2.4
(25) 諸収入	2,067,387	2,293,021	△ 225,634	△ 9.8
(26) 市債	174,000	452,000	△ 278,000	△ 61.5
合計	79,387,407	82,604,569	△ 3,217,162	△ 3.9

### （歳出）

款・項	令和3年度 予算額 (A)	令和2年度 予算額 (B)	差引増減 (A)-(B) (C)	対前年度 伸率 (C)／(B)
	千円	千円	千円	%
(3) こども育成費	118,647,245	124,238,645	△ 5,591,400	△ 4.5
1 こども育成費	118,647,245	124,238,645	△ 5,591,400	△ 4.5
合計	118,647,245	124,238,645	△ 5,591,400	△ 4.5

### (3) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

(歳入・歳出)

( 歳 入 )

款	令和3年度 予 算 額 (A)	令和2年度 予 算 額 (B)	差引増減 (A)-(B) (C)	対前年度 伸 率 (C)÷(B)
	千円	千円	千円	%
(1) 事業収入	418,145	422,306	△ 4,161	△ 1.0
(2) 繰入金	21,679	22,068	△ 389	△ 1.8
(3) 繰越金	791,912	855,221	△ 63,309	△ 7.4
(4) 諸収入	1,540	1,575	△ 35	△ 2.2
合 計	1,233,276	1,301,170	△ 67,894	△ 5.2

( 歳 出 )

款・項	令和3年度 予 算 額 (A)	令和2年度 予 算 額 (B)	差引増減 (A)-(B) (C)	対前年度 伸 率 (C)÷(B)
	千円	千円	千円	%
(1) 事業費	936,680	1,018,878	△ 82,198	△ 8.1
1 事業費	936,680	1,018,878	△ 82,198	△ 8.1
(2) 公債費	196,212	186,749	9,463	5.1
1 公債費	196,212	186,749	9,463	5.1
(3) 諸支出金	100,384	95,543	4,841	5.1
1 繰出金	100,384	95,543	4,841	5.1
合 計	1,233,276	1,301,170	△ 67,894	△ 5.2

## (4)重要施策に関する説明

～ すべての子どもが夢を描けるまちをめざして ～

「第5次福岡市子ども総合計画」に基づき、すべての子どもが夢を描けるまちをめざして、さまざまな状況にあるすべての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、地域や市民と共働り、安心して生み育てられる環境づくり、子ども・若者の自立と社会参加、さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長に向けた施策を総合的・計画的に推進する。

( )内数字：令和2年度当初予算額

1. 安心して生み育てられる環境づくり **93,482,606 千円 ( 94,553,502 千円)**

ア 母と子の心と体の健康づくり **2,827,589 千円 ( 2,877,928 千円)**

母親と子どもの心と体の健康づくりの推進や乳幼児の虐待予防の強化を図るため、妊婦や産婦に対する健康診査や乳幼児健康診査を実施するとともに、産後早期の母親への支援を充実するため、宿泊や日帰りによる産後ケア事業の拡充を図るなど、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施する。

また、子どもを望む方々に対する経済的負担の軽減や相談支援の充実に取り組むとともに、女性の健康づくりやライフプランを考えるきっかけ作りのため、新たにプレコンセプションケア推進事業を実施する。

事業名	予算額 千円	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の取組方針
① 健康診査事業	1,731,919	妊婦健康診査の助成(14回)や、乳幼児健康診査、新生児の先天性代謝異常検査、新生児聴覚検査事業を実施	引き続き、妊婦への健康診査の助成や乳幼児健康診査、新生児の先天性代謝異常検査、新生児聴覚検査事業を実施
② 産婦健康診査	128,275	産後間もない産婦に対する健康診査を実施し、産婦への早期支援を関係機関と連携して実施	引き続き、産後間もない産婦に対する健康診査事業を実施
③ 医療給付事業 (未熟児養育・小児慢性特定疾病等)	580,058	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未熟児、小児慢性特定疾病等に対する医療費の自己負担分の一部を助成</li> <li>・小児慢性特定疾病児童等及びその家族に対して情報の提供や助言等を実施</li> <li>・小児慢性特定疾病児童等のうち医療的ケアが必要な児童等の一時入院によるレスパイト支援を実施</li> </ul>	引き続き、医療費給付事業を実施
④ 育児不安の軽減・解消対策 (21ページ参照)	243,823	母親の妊娠、出産、育児に関する不安や悩みの解消や乳幼児の虐待予防の強化を図るため、保健師等による訪問指導及び、産後ケア事業や産後ヘルパー派遣事業を実施	妊産婦に対するオンライン相談等、育児不安の軽減・解消に向けて取り組む

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の取組方針
⑤子育て世代包括支援センター	千円 64,203	子育て世代包括支援センター(各区保健福祉センター内)で母子保健相談員が相談に応じるとともに、関係各課が連携して、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施	引き続き、事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施
⑥子どもを望む方々への相談・支援事業  (19ページ参照)	42,972	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊専門相談センターで不妊カウンセラーや医師などが不妊・不育に関する専門的な相談に応じるとともに妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を実施</li> <li>・子どもを望む方々に対し、医療保険適用外の特定不妊治療・人工授精の治療費や不育症検査費・治療費の一部を助成</li> <li>・国の制度に合わせ、助成の拡充を実施</li> </ul>	子どもを望む方々に対する支援の充実に取り組む
⑦プレコンセプションケア推進事業  (19ページ参照)	36,339	(3年度新規事業)	30歳を迎える女性にクーポンを配布し、健康づくりやライフプランを考えるきっかけとなる医療機関での検査及び説明に係る費用を助成
合計	2,827,589		

イ 幼児教育・保育の充実

60,920,735 千円 ( 61,595,858 千円)

増加する保育ニーズに対応するため、保育所の新設や増改築のほか、企業主導型保育施設や幼稚園の活用など、多様な手法により保育の受け皿を確保する。

また、保育所等に保育支援者の配置費用を助成し、園外活動中の児童の安全確保や保育士の負担軽減を図るとともに、保育士等に対する家賃助成や奨学金返済支援を実施するなど、保育の質の維持・向上や人材確保に取り組む。

さらに、サポートを必要とする子どもたちのために、病児・病後児デイケア事業の推進や市内すべての公立保育所における障がいの程度が重い児童及び医療的ケア児の受入れなど、多様な保育サービスの充実を図る。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の取組方針
①保育所等整備の推進 (23ページ参照)	千円 1,831,428	保育所の新設や増改築のほか、小規模保育事業の認可など、多様な手法により、保育の受け皿を確保	引き続き、増加する保育需要に対応するため、多様な手法により、500人分の保育の受け皿確保に取り組む
②企業主導型保育の促進	5,464	企業や保護者への事業周知等を実施	引き続き、事業周知等を実施
③教育・保育給付費等	49,717,883	入所児童数に応じた保育施設等への給付等を実施	引き続き、給付等を実施
④子育て支援施設等利用給付費	6,283,509	私学助成の幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料を給付	引き続き、給付を実施
⑤保育所等におけるICT化推進等事業	65,475	保育業務のICT化に係るシステムや事故防止機器、外国人保護者等との意思疎通に係る翻訳機等の導入費用の助成を実施	引き続き、助成を実施
⑥特別保育事業	335,266	延長保育等の多様な保育サービスを実施	引き続き、延長保育の拡充など、多様な保育サービスの充実を図る
⑦特別支援保育事業	658,220	特別な支援を必要とする子ども(障がい児など)の保育を実施し、保育士の雇用費助成や訪問支援、研修を実施	引き続き、事業の充実を図る
▲医療的ケア児保育	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全公立保育所に看護師を配置し、医療的ケア児を受け入れ</li> <li>・民間保育所、幼稚園等に受入れに係る費用を助成</li> </ul>	(「特別支援保育事業」と統合)
⑧病児・病後児デイケア事業	348,197	病気やその回復期にある乳幼児・児童(0歳児～小学6年生)を医療機関に併設した病児デイケアルームで一時的保育	引き続き、事業の充実を図る



事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の取組方針
⑨ 保育体制強化事業	千円 304,500	園外活動中の児童の安全確保や保育士の負担軽減を図るため、保育支援者の配置費用を助成	引き続き、助成を実施
⑩ 保育士就職・就労継続支援事業	6,022	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士・保育所支援センターでの就職あっせんや就職支援研修等により、潜在保育士等の就職を支援</li> <li>・保育士等の心の悩みや勤務条件などの相談対応を実施し、就労継続を支援</li> </ul>	引き続き、支援を実施
⑪ 保育士人材確保事業	424,861	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潜在保育士等への保育料や就職準備金の貸付を行い、保育士の職場復帰を支援</li> <li>・市内保育所等への就職促進及び離職防止を図るため、家賃助成や、奨学金返済に対する助成を実施</li> <li>・保育施設等に対し、保育士資格等の取得費用等を助成</li> </ul>	引き続き、助成を実施
⑫ 保育所等指導・支援事業	10,487	小規模保育事業等に新たに参入する事業者への助言・指導等の支援を行うとともに、保育所等において、経理等の専門家を活用した指導・監査を実施	引き続き、支援を実施
⑬ 認可外保育施設児童支援事業	19,453	認可外保育施設に対して、児童、職員の健康診断や職員研修等に係る費用の助成を実施	引き続き、助成を実施
⑭ 私立幼稚園助成	832,051	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園に対し、運営費等の助成を行うとともに、地域における子育て支援の取組みに対する助成を実施</li> <li>・保育所同様の預かり保育等を実施する園に対し、家賃助成、奨学金返済の支援を実施</li> </ul>	引き続き、助成を実施
⑮ 一時預かり事業（幼稚園型）	15,672	幼稚園が教育時間終了後に園児を預かる一時預かり事業への助成を実施	引き続き、助成を実施
⑯ 幼稚園2歳児受け入れ促進事業	49,998	2歳児の保育を実施する幼稚園に対し、運営費等を助成	引き続き、助成を実施
⑰ 感染症対策等代替保育サポート事業（20ページ参照）	5,049	（3年度新規事業）	感染症等により休園となった保育施設等の利用者に対して、訪問型保育サービスの利用費用の一部を助成
⑱ 多様な集団活動事業の利用支援事業	7,200	（3年度新規事業）	幼児教育類似施設等を利用する保護者に対し、利用料の助成を実施
合計	60,920,735		

ウ 身近な地域における子育て支援の充実

463,061 千円 ( 353,430 千円)

地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくるため、乳幼児親子が身近な地域において安心して活動できる交流の場として、子どもプラザを管理・運営するとともに、地域の中で行う育児の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業や、子育てに関する不安・負担感を軽減するため、一時預かり事業を継続して実施する。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の取組方針
①子どもプラザ事業	千円 293,253	乳幼児親子がいつでも利用でき、子育てに関する相談や情報交換ができる子どもプラザを市内14箇所で開催	引き続き、14箇所の管理・運営を行うとともに、おおはし子どもプラザの移転先である南市民センターの改修工事を実施
②地域子育て交流支援事業	3,894	地域の見守りのもと、公民館等を活用して開設している子育て交流サロンの支援を実施	引き続き、支援を実施
③ファミリー・サポート・センター事業	26,028	「子育てを応援してほしい人」と「子育てを応援したい人」が、地域の中で行う育児の相互援助活動を支援	引き続き、活動回数や会員数の増加に向け、援助活動の支援や事業の広報を実施
④一時預かり事業	87,562	保護者が通院やリフレッシュ等のため一時的に家庭内で保育ができない場合に子どもを預かる、一時預かり事業を実施	引き続き、事業の充実を図る
⑤子育て支援コンシェルジュ	45,711	各区子育て支援課に子育て支援コンシェルジュを配置し、保護者に対し、個々のニーズに合った教育・保育サービス等の情報提供・助言を実施	引き続き、情報提供・助言を実施
⑥こんにちは赤ちゃん訪問事業	2,505	民生委員・児童委員が生後7か月頃の赤ちゃんがいる家庭を訪問し、地域と子育て家庭のつながりをつくるとともに、育児不安の軽減等を図るため、赤ちゃん誕生のお祝い品の配付や子育て交流サロンなど地域の子育て支援に関する情報を提供（令和2年2月下旬より休止中）	新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら事業について検討
⑦子ども情報提供	4,108	子どもに関する情報を市民にわかりやすく提供するため、ホームページ「ふくおか子ども情報」の運営、ふくおか子育て情報ガイドなどを発行	引き続き、子どもに関する情報を、ホームページ、子育て情報ガイドなど様々な手法で提供
合計	463,061		

**エ 障がい児の支援（乳幼児期）**

3,784,133 千円（ 3,866,258 千円）

障がいの早期発見と早期支援、そして障がいがあっても社会参加できるようノーマライゼーションの理念のもと、障がい児の在宅生活を支援するための施策を継続して実施する。  
また、療育センター等の新規受診児の増加に対応するため、南部地域の相談・診断・療育を担う施設の整備を進める。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	3年度取組方針
① 在宅障がい児支援	千円 172,404	障がい児の在宅生活を支援するため、障がい児福祉手当支給等の施策を実施	引き続き、障がい児の在宅生活を支援するための施策を実施
② 障がい児施設等	3,527,820	障がい児入所・通所施設給付費等の支給及び療育センター等での障がい児の相談・診断・療育等の実施	引き続き、障がい児の入所・通所支援を実施
③ 南部療育環境整備事業 (23ページ参照)	22,926	南部地域の相談・診断・療育機能の強化にかかる検討を実施	障がい児の相談、診断機能の拡充や、施設の老朽化に対応するため、南部療育センター(仮称)の整備に向け、基本設計・地質調査を実施
▲民間社会福祉施設整備費等補助事業	-	東部地域における療育環境の整備を図るため、児童発達支援センター整備費用を助成	(事業終了)
④ 発達障がい者支援センター運営	60,983	発達障がい者支援センターを中心に、発達障がい児者の相談支援や支援者養成研修、啓発活動等を実施	引き続き、発達障がい児・者に対する相談・支援を実施
合計	3,784,133		

**オ 子育てを応援する環境づくり**

25,487,088 千円（ 25,860,028 千円）

子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、児童手当の支給や、第3子優遇事業として、保護者が保育施設等に支払う副食費などを助成する。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	3年度取組方針
① 児童手当	千円 25,464,124	家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な成長を支援 (所得制限限度額未満) 3歳未満 月額15,000円 3歳～小学校修了前 第1～2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 中学生 月額10,000円 (所得制限限度額以上) 0歳～中学生 月額5,000円	引き続き、手当を支給することにより次代の社会を担う児童の健全な成長を支援

事業名	予算額	これまでの取組み	
		これまでの取組み	3年度取組方針
②「赤ちゃんの駅」事業	千円 392	授乳やオムツ替えができる「赤ちゃんの駅」を登録して紹介 登録施設 380施設 (令和2年12月末現在)	引き続き、事業の広報に努める
③市民や企業と共働した子育て支援	1,290	“「い～な」ふくおか・子ども週間”の普及・啓発及び「い～な」ふくおか・子ども参観日を実施	引き続き“「い～な」ふくおか・子ども週間”の普及・啓発に努めるとともに、子ども参観日を実施し、企業などに対し、働く人が子育てしやすい環境づくりを働きかける
④第3子手当等(第3子優遇事業)	21,282  (第3子優遇事業総事業費 276,702)	第3子以降の児童を対象に、小学校就学前の3年間、保育所等の副食費の助成等、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る	引き続き、事業を実施し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る  (歳出 教育・保育給付費 148,500 実費徴収に係る補足給付事業 106,920 第3子手当等 21,282)
合計	25,487,088		

2. 子ども・若者の自立と社会参加

8,073,078 千円 ( 12,301,441 千円)

ア 子どもの居場所や体験機会の充実

1,459,526 千円 ( 6,480,652 千円)

中央児童会館における「遊び・体験・交流の場」や、青少年施設における自然体験活動の機会を提供するとともに、子どもから大人まで幅広い世代の人々が科学を楽しく体験できる施設として、福岡市科学館の運営を行う。

また、アジア太平洋こども会議・イン福岡による国際交流を継続して支援する。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の取組方針
▲ 留守家庭子ども会事業	千円 -	全学年の通年受入や学校休業日等の8時開始を実施するなど、事業の充実を図った	(教育委員会へ移管)
▲ 放課後等の遊び場づくり事業	-	わいわい広場実施校を順次拡大 (実施校) ・令和元年度 136校 ・令和2年度 137校	(教育委員会へ移管)
① 中央児童会館の運営等	150,020	中央児童会館において、遊び・体験・交流の場を提供	引き続き、遊び・体験・交流の場を提供
② ミニふくおか	19,900	小中学生等を対象に、子どもたちがつくる仮想のまちで、まちづくりや仕事などを体験する事業を実施 (参加者数) ・平成元年度 1,504人 ・令和2年度 (新型コロナウイルス感染症の影響により当日イベントを中止)	引き続き、NPO・企業・大学等と連携して実施し、主体的、創造的な活動を支援
③ 地域子ども育成事業	46,378	地域で子どもを育む活動の活性化に取り組み、子どもたちを健やかに育む環境づくりを実施	引き続き、事業を実施し、地域の子どもの育む主体的な活動を支援
④ アジア太平洋こども会議補助金	55,000	アジア太平洋の国・地域の子どもたちと交流し、異文化への理解を深めることにより、国際感覚あふれる青少年を育成するため、NPO法人アジア太平洋こども会議・イン福岡が行う招へい事業等に要する経費を助成	引き続き、NPO法人アジア太平洋こども会議・イン福岡が行う招へい事業等への助成を実施
⑤ 青少年施設の運営等	386,227	背振少年自然の家、海の中道青少年海の家において、集団宿泊活動や野外活動に関する体験の機会を提供	引き続き、様々な体験の機会を提供
⑥ 科学館の運営等	802,001	福岡市科学館において、展示や演示、アウトリーチなど多彩な科学体験活動を展開	引き続き、様々な取組みや、多彩な活動を展開
合計	1,459,526		

イ 青少年の健全育成と自己形成支援

69,961 千円 ( 73,710 千円)

家庭、学校、地域及び関係機関・団体と連携し、非行防止活動や青少年に有害な環境への対応など、健全育成事業を推進する。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の取組方針
①非行防止・健全育成	千円 69,961	家庭、学校、地域及び関係機関・団体と連携し、非行防止活動や青少年に有害な環境への対応など、健全育成事業を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、家庭、学校、地域及び関係機関・団体と連携し非行防止・健全育成事業を推進</li> <li>7月と11月の強調月間に啓発活動等を推進</li> </ul>
合計	69,961		

ウ 若者等の相談支援と居場所の充実

23,253 千円 ( 22,464 千円)

ひきこもりや非行など困難な状況にある若者や家族を支援するため、若者の相談支援体制の強化を図るほか、中高生の社会性や自律性の醸成を図るための若者のぷらっとホームサポート事業や、子ども・若者の立ち直り等の支援を行う子ども・若者活躍の場プロジェクトを実施する。

また、思春期後半のひきこもりや、ひきこもり気味の子どもたちの状況を改善するため、居場所の開設や思春期訪問相談員の派遣などによる支援を引き続き実施する。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の取組方針
①若者の相談支援体制の強化 (24ページ参照)	千円 1,459	(3年度新規事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者支援団体のネットワーク構築</li> <li>関係機関との連携体制を強化するための協議会及び若者の総合的な相談機関の設置について検討</li> </ul>
②若者のぷらっとホームサポート事業	3,321	<ul style="list-style-type: none"> <li>中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り、自由な時間を過ごすことのできる「フリースペースてい〜んず」を運営</li> <li>地域団体やNPO法人等が開設する居場所の運営に要する経費を助成</li> </ul>	引き続き、「フリースペースてい〜んず」を運営するとともに、地域団体やNPO等による若者の居場所づくりを支援
③子ども・若者活躍の場プロジェクト	2,670	ひきこもりなどの困難を有する子ども・若者の立ち直りを支援するため、農作業等を体験する場を提供	引き続き、農作業等を体験する場を提供し、子ども・若者の立ち直りを支援
④思春期相談事業	15,803	ひきこもり等のこどもの状況を改善するため、居場所の開設や思春期訪問相談員の派遣、保護者交流会等を実施	引き続き、思春期のひきこもり等の子ども及び保護者への支援を実施
合計	23,253		

エ 障がい児の支援（学童期以降）

6,520,338 千円（ 5,724,615 千円）

就学している障がい児に対し、放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練などを行う放課後等デイサービス事業や、特別支援学校に通学する児童・生徒に放課後等の活動の場を提供する特別支援学校放課後等支援事業を継続して実施する。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	3年度取組方針
① 放課後等デイサービス事業	千円 6,393,685	放課後等デイサービス事業所の指定、運営指導、給付費等の支給を実施	引き続き、給付等を実施
② 特別支援学校放課後等支援事業	126,653	特別支援学校に通学する児童・生徒に放課後等の活動の場を提供し、保護者の就労やレスパイトの時間を確保 実施校 7校	「福岡市特別支援学校放課後等支援検討委員会」の意見を踏まえ、引き続き、事業を実施
合計	6,520,338		

3. さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

12,937,917 千円 ( 13,203,828 千円)

ア 子ども家庭支援体制の充実

584,913 千円 ( 528,187 千円)

こども総合相談センターにおいて子どもに関するさまざまな相談に対する、総合的・専門的な支援を行う体制を強化する。

また、各区子育て支援課の体制を強化し、子ども家庭総合支援拠点を設置するとともに、子ども家庭支援センターを増設し、家庭からの相談対応や児童相談所からの委託による指導、ファミリーホーム等への支援を行うなど、相談・支援体制の充実を図る。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	3年度取組方針
① こども総合相談センター	千円 479,000	こども総合相談センターの相談機能の充実を図るとともに、保健・福祉・教育の分野から総合的・専門的に相談・支援等を実施	引き続き、相談機能の充実を図る
② 子ども家庭支援センター (22ページ参照)	42,899	児童に関する家庭からの相談対応や、区からの求めに応じた必要な援助等を行うほか、児童相談所からの委託による指導、ファミリーホーム等への支援などを実施	実施施設を1か所増設し、相談や支援の充実を図る
③ 区子育て支援推進事業	63,014	市民に身近な区役所で子育てに関する相談等を実施	引き続き、区子育て支援課において、相談等を実施
合計	584,913		

イ 児童虐待防止対策と在宅支援の強化

150,464 千円 ( 140,303 千円)

虐待の早期発見・早期対応を図るため、引き続き、関係機関相互の連携強化や市民への啓発を推進するとともに、配偶者等からの暴力被害者への相談・支援に取り組む。

また、子育て見守り訪問員による休日・夜間における子どもの安全確認を行うとともに、虐待のリスクを抱える家庭への訪問型在宅支援サービスの提供や、特定妊婦等を継続的に支援するため、産前・産後母子支援事業を実施する。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	3年度取組方針
① 児童虐待防止事業	千円 13,577	児童虐待の予防から早期発見、早期対応を図るため、48時間以内の安全確認の徹底や法的対応機能強化事業等を実施	法的対応などの専門性を高めるため、引き続き、関係職員を対象とした専門的な研修を実施するなど、虐待防止体制を強化
② 子育て見守り訪問員派遣事業	13,556	休日・夜間における子どもの安全確認を行う体制を整備	引き続き、休日・夜間における子どもの安全確認など実施



事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の取組方針
③子ども虐待防止活動推進委員会	千円 6,612	福岡市全体で子どもを見守る体制を構築するため、市民フォーラム等の虐待防止に向けた啓発活動、関係者向け研修等を実施	引き続き、子ども虐待防止活動推進委員会を中心として啓発活動を展開
④虐待防止等強化 (20ページ参照)	55,821	<ul style="list-style-type: none"> <li>区保健福祉センター職員向け虐待対応研修、区における虐待防止のための広報・啓発などを実施</li> <li>児童相談システムを活用した情報共有</li> <li>虐待のリスクを抱える家庭に対し、頻回な訪問型在宅支援サービス（専門的相談支援、育児・家事援助）を実施</li> </ul>	引き続き、区において虐待防止のための事業等を実施するとともに、特に支援が必要な家庭に食料等の配達、生活指導等による見守りを実施
⑤児童虐待防止医療ネットワーク事業	4,987	医療機関による児童虐待防止ネットワークを構築し、拠点病院において地域の医療機関への研修、助言等を実施	引き続き、児童虐待防止医療ネットワークの拠点病院において地域の医療機関への研修、助言等を実施するとともに、医療機関相互の連携・支援体制を強化
⑥DV相談・支援推進	7,720	配偶者暴力相談支援センター運営、区保健福祉センター等と連携したDV被害者の支援、関係機関との連絡調整、相談員研修、民間団体の支援等を実施	引き続き、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関と連携してDV被害者の相談・支援等を実施
⑦産前・産後母子支援事業	18,352	特定妊婦等に対する妊娠期から出産後までの継続した支援を提供	引き続き、事業を実施するとともに、関係機関と連携して特定妊婦等に対する妊娠期から出産後までの継続した支援を提供
⑧子どもショートステイ事業 (22ページ参照)	29,839	保護者が疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合などに、児童福祉施設等において一時的に養育・保護を実施	引き続き、事業を実施するとともに、NPO法人との共働によりショートステイ受入枠を拡充
合計	150,464		

## ウ ひとり親家庭の支援

9,047,204 千円（ 9,354,103 千円）

ひとり親家庭の生活の安定と向上のため、ひとり親家庭支援センターでの就業相談や自立支援プログラム策定事業の実施や、自立支援給付金事業の拡充を図り、就業や自立に向けた支援に取り組むとともに、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る児童扶養手当の支給を行う。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の取組方針
①母子生活支援施設運営費	千円 316,320	保護を必要とする18歳未満の子どもを養育している母子家庭、またはそれに準じる家庭を入所させ、相談・援助を進めながら自立を支援	引き続き、相談・援助を進めながら自立を支援

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の取組方針
② ひとり親家庭就業・自立支援	千円 218,610	ひとり親家庭支援センターでの就業相談、就業支援講習会自立支援プログラム策定事業実施や自立支援給付金事業、養育費確保支援事業など、ひとり親家庭の就業や自立に向けた支援を実施	引き続き、ひとり親家庭支援センターでの各種事業を実施するとともに、自立支援給付金事業（高等職業訓練促進給付金）の対象となる資格を拡大し、ひとり親家庭の就業や自立に向けた各種支援に取り組む
③母子父子寡婦福祉資金貸付金（特会）	1,233,276	ひとり親家庭等の生活の安定と、扶養する児童の福祉の増進を図るため、各種資金の貸付けを実施	引き続き、経済的自立の促進を図るための貸付を実施するとともに、償還率の向上に向けた取組みを実施
④ 児童扶養手当	7,278,998	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進を支援 月額43,160円 （2人目最大10,190円加算、3人目以降1人につき最大6,110円加算） 所得に応じ全部支給、一部支給、支給停止あり	引き続き、手当を支給することにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る
▲寡婦（夫）控除のみなし適用（未婚のひとり親への子育てサービス利用支援）	-	婚姻歴のないひとり親に対し、保育料等への寡婦（夫）控除のみなし適用を23事業で実施 ・保育所保育料 ・母子生活支援施設入所者負担金 ・高等職業訓練促進給付金 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業 ・障がい児施設給付費 ・小児慢性特定疾病医療費助成事業（市独自） 他	（事業終了）
合計	9,047,204		

## エ 子どもの貧困対策の推進

273,071 千円（ 301,433 千円）

「子供の貧困対策に関する大綱」や子どもや子育て家庭が置かれている状況を踏まえ、関係部局が連携し、子どもへの学習支援や世帯への養育支援等に取り組むとともに、引き続き、子どもを支えるネットワーク、食と居場所づくりなどを行う民間団体への支援を実施する。

また、保護者が幼稚園、保育所等に支払う教材費などについて生活保護世帯等に対する助成制度を実施する。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の取組方針
①子どもの食と居場所づくり支援事業	千円 5,377	子どもへの食事の提供に加え居場所づくりなどの活動を実施する民間団体への支援を実施	引き続き、子どもへの食事の提供に加え居場所づくりなどの活動を実施する民間団体への支援に取り組む
②貧困の状況にある子どもを支えるネットワーク構築	4,416	子どもの食と居場所づくりを行う民間団体の立上げ支援、研修会・情報交換会等を実施	引き続き、子どもの食と居場所づくりを行う民間団体の立上げ支援、研修会・情報交換会等を実施

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の取組方針
③ 実費徴収に係る 補足給付事業	千円 263,278	・保護者が幼稚園、保育所等に支払う教材費などについて生活保護世帯等に対する助成制度を実施 ・低所得世帯等を対象に幼稚園の副食費を助成	引き続き、助成を実施
合計	273,071		

## オ 社会的養護体制の充実

2,882,265 千円 ( 2,879,802 千円)

家庭での養育が困難な子どもに対する社会的養護体制の充実を図るため、里親制度の普及・啓発、新規里親の開拓や里親に対する支援を実施するとともに、一時保護委託も可能な里親を確保するため、里親養育包括支援（フォスタリング）事業を実施するなど里親制度を推進する。

また、家庭的な養育環境の整備と施設が多機能化の推進のため、乳児院等の改修費を助成する。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	3年度の取組方針
① 児童養護施設等	千円 2,461,478	児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム、助産施設等への措置等に伴う経費負担及び被措置児童等の権利擁護の推進	引き続き、児童養護施設等への措置等に伴う経費負担及び被措置児童等の権利擁護の推進
② 乳児院等ユニット化 整備事業	97,163	(3年度新規事業)	乳児院等の家庭的な養育環境づくりのため、施設の小規模化や一時保護・ショートステイ専用居室の施設整備を助成
③ 児童心理治療施設 の運営	241,270	措置児童の社会性の回復と家庭復帰に向けた心理治療や生活指導、教育支援等を実施	引き続き、心理治療や生活指導、教育支援等を実施
④ 里親制度推進事業	36,147	NPO等市民との共働による「里親養育支援共働事業」に取り組み、里親制度の普及・啓発や研修などによる里親支援を実施	引き続き、里親制度の普及・啓発や新規里親の開拓、里親支援の充実を図る
⑤ 里親養育包括支援 (フォスタリング) 事業	32,605	一時保護委託も可能な養育里親の新規開拓及び登録前研修等を実施	引き続き、新たな里親の開拓を進めるとともに、委託後の養育支援を行うなど里親制度の一層の推進を図る
⑥ 社会的養護 自立支援事業	4,381	社会的養護自立支援員が18～22歳までの施設等退所者に対し生活上の相談・支援を実施	引き続き、施設等退所児童に対し、生活上の相談・支援を実施
⑦ 措置児童の家庭 移行支援事業	9,221	措置児童の家庭復帰に向け、保護者に対して児童への接し方等の助言、カウンセリング等の支援及び家庭復帰後の訪問相談支援を実施	引き続き、措置児童の家庭復帰に向けた支援及び家庭復帰後の訪問相談支援に取り組む
合計	2,882,265		

## (5) 特筆事業等 (新規・拡充)

新規

### プレコンセプションケア推進事業

【36,339千円】

女性の健康づくりやライフプランを考えるきっかけとなる医療機関での検査及び説明に係る費用を助成

対象者：30歳を迎える女性（検査日時点で福岡市民であること）



対象者全員  
クーポン券を  
配布

医療機関  
に持参



ワンコインで受診

気軽に受診できるよう

自己負担額 500円

#### プレコンセプションケア (Preconception care) とは…

将来の妊娠 (Conception) を考えながら、女性やカップルが自らの生活や健康に向き合うこと。

## 不妊に悩む方々への支援の充実

#### 一般不妊治療費助成事業

【24,842千円】

医療保険適用外の一般不妊治療費 (人工授精) の一部(上限額5万円)を助成

拡充

#### 不育症検査費・治療費助成事業

【2,772千円】

妊娠しても流産や死産を繰り返す不育症の検査・治療に要する費用(上限額5万円)を助成

#### 現行の制度

所得制限：夫婦の合計所得 730万円未満

対象者：法律上の婚姻関係にある夫婦

#### 支援拡充

所得制限：撤廃

対象者：法律婚及び事実婚の関係にある夫婦

# ◆ 「新たな日常」の下での生活支援

## ● 子育て世帯への支援

新規

### 感染症対策等代替保育サポート事業

【5,049千円】

感染症等により休園となった保育施設等の利用者に対して、訪問型保育サービスの利用費用の一部を助成

#### 利用対象者

定期的に保育施設等を利用する児童の保護者  
※児童が濃厚接触者、または保健所が調査中である場合は対象外

#### 利用可能期間

新型コロナウイルス感染症等により  
保育施設等が休園している期間

休

#### 利用時間

午前7時から  
午後8時までのうち **10 時間以内**

#### 補助金

保育料：1時間あたり **1,400円**（上限）  
※住民税非課税世帯の場合は、さらに+400円/時間を補助  
交通費：1日あたり **500円**（上限）

新規

### 支援対象児童等見守り強化事業

【16,335千円】

虐待のリスクを抱える家庭を訪問し、食事提供、生活指導等による見守りを実施



家庭とつながる

関係づくり

支援につなげる

各区役所

事業対象の家庭紹介に

### 支援対象児童等見守り強化事業

#### 子育て支援を行う民間団体事業者等

- ・食事の提供
- ・基本的な生活習慣の習得支援や生活指導による

#### 子どもの見守り

※半年間、頻回の訪問

#### 家庭の状況に応じた様々な支援

養育支援訪問事業

子どもショートステイ

などの在宅支援サービス

相談機関など

# ◆ 「新たな日常」の下での生活支援

## ● 妊産婦等への支援

新規

### 母子保健オンライン相談等事業

【4,997千円】

不安を抱える妊産婦等を支援するため、ビデオ通話を活用して保健師等の家庭訪問や、親子教室などのセミナーの一部をオンラインで実施



オンライン  
相談



オンライン  
セミナー



拡充

### 産後サポート事業

【24,701千円】

産後早期の母親に対し、宿泊や日帰りによる産後ケアや産後ヘルパー派遣を実施

#### 産後の支援の充実

##### 産後ケア事業

- 利用可能期間の延長  
生後4か月 ⇒ **生後1年**
- 生活保護・市民税非課税世帯の  
**利用料の減免**



#### 多胎児家庭への支援の充実

##### 産後ヘルパー派遣事業

- 利用回数の増、利用期間の延長  
多胎児家庭については  
20回/産後6か月  
⇒ **40回/産後1年**



## ● ひとり親への支援

拡充

### ひとり親家庭自立支援給付金事業（高等職業訓練促進給付金）【144,348千円】

#### 経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭への支援の充実

就職に結びつく資格等の取得を支援するため、修学中に生活費（非課税世帯10万円/月、課税世帯7万500円/月）を支給する対象資格を拡大

※ひとり親世帯の貧困率 48.1%(R元年国民生活基礎調査)

※母子家庭の平均年収約251万円(H28年度市ひとり親家庭実態調査)



#### 10 資格

(准)看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士  
歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生士、調理師

#### 11 資格を追加

助産師、言語聴覚士、臨床工学技士、柔道整復師、きゅう師、はり師、  
歯科技工士、栄養士、理容師、精神保健福祉士、2級自動車整備士



拡大

21 資格



# ◆ 児童虐待防止対策と在宅支援の強化

## 相談支援体制の一体的な強化

福岡市の強み（政令市・共働）を活かした相談支援体制を構築し、児童虐待防止対策を強化

低

家庭の支援ニーズや養育環境のリスク

高

行政

**子ども家庭総合支援拠点**  
(各区役所)

強化  
1

- ①係増設 (5区)
- ②職員増員

※職員 6、会計年度任用職員 8 増員

- 市民に身近な区レベルでの支援
- 在宅支援サービスの提供
- アウトリーチ（訪問）支援

行政

**こども総合相談センター**  
(児童相談所)

強化  
2

- ①児童福祉司増員
- ②児童心理司増員

※職員 16、会計年度任用職員 6 増員

- 重篤な虐待ケースの緊急対応
- 一時保護・措置（里親・施設）
- 里親養育支援・家庭復帰支援

連携

連携

連携

民間・NPO **子ども家庭支援センター**

強化  
3

2か所  
↓  
3か所

- 休日・夜間相談
- 通所支援・カウンセリング
- 児相・区からの受託指導・継続支援

拡充

子ども家庭支援センター事業（2か所→3か所）

【42,899千円】

拡充

NPOとの共働による子どもショートステイ受入れ

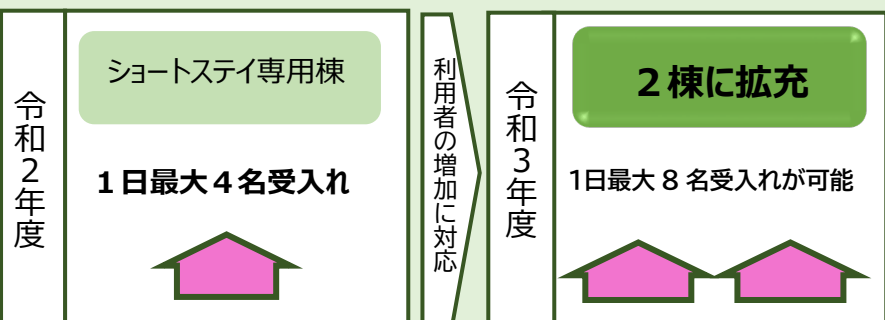
【8,730千円】

一家  
時庭  
的の  
に児  
養童  
育を

各  
区  
役  
所

NPO 法人 **SOS 子どもの村 JAPAN**

◆ 身近な地域で家庭的な環境で生活



# ◆ 障 がい 児 療 育 の 強 化

拡充

南部療育環境整備事業

【22,926千円】

## ◆南部療育センター（仮称）の整備

南部地域に、あゆみ学園が担っている機能を継承し、相談・診断、療育までを一体的に行う障がい児療育の中核施設である「南部療育センター（仮称）」を新たに整備

課題

新規受診児数が急増し  
相談から初診までの期  
間が長期化

南部地域において、相  
談・診断機能が不足

あゆみ学園（肢体不自由児  
通園施設）が老朽化し、施  
設機能の維持が困難

療  
育  
セ  
ン  
タ  
ー

心身障がい福祉センター（中央区長浜）

西 部 療 育 セ ン タ ー（西区内浜）

東 部 療 育 セ ン タ ー（東区青葉）

新設

南部療育センター（仮称）（博多区三筑）

整備スケジュール  
（想定）

令和3年度：基本設計  
地質調査

令和4年度：実施設計

令和5年度：工事着手

令和6年度：完成

# ◆ 保 育 の 受 け 皿 確 保

認可保育所等の保育の受け皿を **500** 人分確保

増加する保育ニーズに対応するため、保育所の新設や増改築、幼稚園の活用など、多様な手法により保育の受け皿を確保

保育所等整備費助成

【1,831,428千円】

必要な定員の確保（500人分）に向けた民間保育所等整備に対する助成

幼稚園2歳児受け入れ促進事業

【49,998千円】

2歳児の保育を実施する幼稚園に対する運営費・改修費等の助成





# ◆ 「新たな日常」の下での生活支援

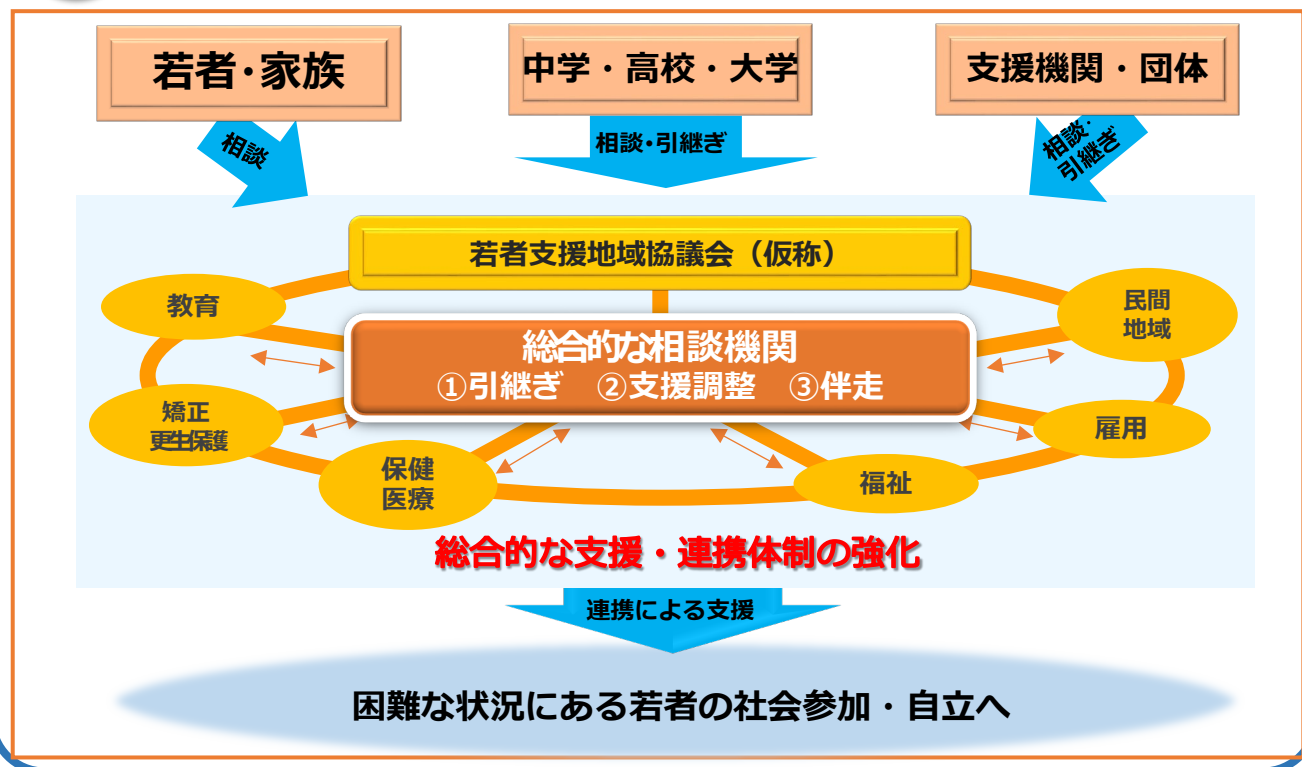
## ● 困難な状況にある若者への支援



### 若者の相談支援体制の強化

【1,459千円】

ひきこもりや非行など困難な状況にある若者への民間団体のネットワークの構築、機関・団体が連携して支援するための協議会及び総合的な相談機関の設置検討



★新規 ☆拡充

令和3年度予算額（千円）

★ 多様な集団活動事業の利用支援事業	幼児教育類似施設等を利用する保護者に対して利用料の一部を助成	7,200
☆ 子どもプラザ事業	乳幼児親子の常設の遊び場として、交流の場を提供するとともに、地域の子育て活動の支援を実施（南区おおはし子どもプラザの南市民センターへの移転・集約化）	293,253
☆ 母子等緊急一時保護事業	一時保護退所後のDV等被害者が地域で自立し定着するため、アウトリーチ(訪問)型の支援等を実施	6,770
★ 乳児院等ユニット化整備事業	家庭的養育環境づくりのため、施設の小規模化や一時保護・ショートステイ専用居室の施設整備を助成	97,163
☆ 子どもの食と居場所づくり支援事業	子どもたちへの食事の提供や居場所づくりを行う民間団体の活動に対する助成（子どもの居宅への食事配達の交通費を補助対象経費に追加）	5,377
★ 生活困窮にある子育て世帯に対する行政サービス利用料減免	産後ケア事業、子どもショートステイ事業の市民税非課税世帯等に対する利用料を減免	203

## (6) 款項目別説明資料

### ア. 一般会計（歳入）

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A)	令和2年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
46 ～ 47	17 分担金及び 負担金	1 負 担 金	2 こ ども 育 成 費 金 負 担 金	千円 4,514,887	千円 5,066,937	千円 △ 552,050
50 ～ 51	18 使用料及び 手数料 134,760	1 使 用 料	2 こども育成 使用料	133,316	133,235	81
59		2 手 数 料	2 こども育成 手数料	1,444	1,444	-
64 ～ 65	19 国庫支出金 53,980,172	1 国庫負担金	1 こ ども 育 成 費 金 国庫負担金	51,073,963	50,138,649	935,314
69 ～ 71		2 国庫補助金	2 こ ども 育 成 費 金 国庫補助金	2,891,155	5,447,969	△ 2,556,814
80		3 委 託 金	2 こ ども 育 成 費 金 委 託 金	15,054	14,022	1,032

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説	明 ※( )は、前年度予算額	
%		千円	
△ 10.9	1 こども育成支援費負担金 保育料等(個人負担金) ▲留守家庭子ども会負担金 2 日本スポーツ振興センター保護者負担金	4,514,681 4,514,681 - 206	(5,066,720) (4,490,629) (576,091) (217)
0.1	1 心身障がい福祉センター使用料 2 肢体不自由児通園施設使用料 3 療育センター使用料 4 小呂保育所使用料 5 こども育成施設使用料	47,036 9,127 75,354 1 1,798	(47,036) (9,127) (75,354) (1) (1,717)
-	1 こども育成証明等手数料		
1.9	1 こども育成支援費負担金 2 こども総合相談センター費負担金 3 母子保健費負担金	50,724,927 72,385 276,651	(49,846,189) (69,310) (223,150)
△ 46.9	1 こども育成総務費補助金 2 こども育成支援費補助金 3 こども育成施設整備費補助金 4 こども総合相談センター費補助金 5 母子保健費補助金 ▲番号制度関係補助金	10,349 1,104,684 1,538,441 111,388 126,293 -	(9,914) (2,286,769) (2,773,463) (90,925) (280,298) (6,600)
7.4	1 こども育成費委託金		

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A)	令和2年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
83 ~ 84	20 県支出金 17,463,181	1 県負担金	1 こども 育成 県負担 費金	千円 16,631,979	千円 16,690,038	千円 △ 58,059
		2 県補助金	2 こども 育成 県補助 費金	831,202	1,294,038	△ 462,836
94	21 財産収入 275,911	1 財産運用 収入	1 財産貸付 収入	158,408	158,363	45
2 利子及び 配当金			4,479	18,127	△ 13,648	
98		2 財産売払 収入	1 不動産 売払収入	113,000	103,576	9,424
98			2 物品売払 収入	24	28	△ 4
99	22 寄附金	1 寄附金	2 こども 育成 寄附 費金	9,890	7,356	2,534
103	23 繰入金 767,219	4 こども未来 基金繰入金	1 こども未来 基金繰入金	666,835	690,223	△ 23,388

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説	明 ※( )は、前年度予算額	
%		千円	
△ 0.3	1 こども育成支援費負担金 2 母子保健費負担金	16,599,046 32,933	(16,657,969) (32,069)
△ 35.8	1 こども育成支援費補助金 2 母子保健費補助金	778,878 52,324	(1,245,747) (48,291)
0.0	1 土地貸付収入		
△ 75.3	1 こども未来基金利子収入 2 中央児童会館基金利子収入	4,475 4	(18,116) (11)
9.1	1 土地建物売払収入		
△ 14.3	1 物品売払収入		
34.4	1 こども育成費寄附金		
△ 3.4	1 こども未来基金受入金		

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A)	令和2年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
		5	1	千円 100,384	千円 95,543	千円 4,841
103		母子父子寡 婦福祉資金 貸付事業 特別会計 繰入金	母子父子寡 婦福祉資金 貸付事業 特別会計 繰入金			
108	25	2	1	59,356	128,510	△ 69,154
	諸 収 入	納 付 金	納 付 金			
108 ~ 109	2,067,387	3	1	92,674	203,022	△ 110,348
		保 険 料 収 入	保 険 料 収 入			
112		9	1	1,882,798	1,920,566	△ 37,768
		福 祉 費 入	こ ども 育 成 費 収 入			
118		13	13	32,559	40,923	△ 8,364
		雑 入	そ の 他 の 雑 入			
119	26	1	2	174,000	452,000	△ 278,000
	市 債	市 債	こ ども 育 成 債			
歳 入 合 計				79,387,407	82,604,569	△ 3,217,162

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説	明 ※( )は、前年度予算額				
%		千円				
5.1	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計受入金					
△ 53.8	1 健康保険料					
△ 54.4	1 雇用保険料収入 2 厚生年金保険料収入	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">2,981</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">(6,557)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">89,693</td> <td style="text-align: right;">(196,465)</td> </tr> </table>	2,981	(6,557)	89,693	(196,465)
2,981	(6,557)					
89,693	(196,465)					
△ 2.0	1 障がい児給付費等収入 2 児童措置費収入	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">686,083</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">(686,083)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1,196,715</td> <td style="text-align: right;">(1,234,483)</td> </tr> </table>	686,083	(686,083)	1,196,715	(1,234,483)
686,083	(686,083)					
1,196,715	(1,234,483)					
△ 20.4	1 その他の雑入					
△ 61.5	▲社会教育施設整備債 1 児童福祉施設整備債	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">-</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">(173,000)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">174,000</td> <td style="text-align: right;">(279,000)</td> </tr> </table>	-	(173,000)	174,000	(279,000)
-	(173,000)					
174,000	(279,000)					
△ 3.9						

イ. 一般会計（歳出）

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A)	令和2年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
208 ～ 211	3 こ ども 育 成 費	1 こ ども 育 成 費	1 こども育成 総 務 費	千円 3,986,597	千円 4,071,686	千円 △ 85,089



対前年度 伸率 (C) / (B)	説 明	※( )は、前年度予算額	
%			千円
△ 2.1	<p>1 一般職職員給与費等 一般職職員 531人(うち会計年度任用職員・27人)</p> <p>    [ 関連歳入     (19) 国庫支出金         こども育成総務費補助金     (25) 諸収入         健康保険料         雇用保険料収入         厚生年金保険料収入 ]</p> <p>2 こども・子育て審議会経費</p> <p>3 家庭相談員経費</p> <p>    [ 関連歳入     (19) 国庫支出金         こども育成総務費補助金 ]</p> <p>4 国際交流費 (アジア太平洋こども会議補助金)</p> <p>5 その他の経費  (市民や企業と共働した子育て支援、こども未来基金積立金、 ミニふくおか、子どもの食と居場所づくり支援事業、 貧困の状況にある子どもを支えるネットワーク構築 等)</p> <p>    [ 関連歳入     (19) 国庫支出金         こども育成総務費補助金     (22) 寄附金         こども育成費寄附金 ]</p>	<p>3,888,135</p> <p>7,945</p> <p>17,812</p> <p>6,929</p> <p>413</p> <p>10,470</p> <p>3,016</p> <p>1,037</p> <p>196</p> <p>55,000</p> <p>39,409</p> <p>2,208</p> <p>9,140</p>	<p>(3,972,550)</p> <p>(2,532)</p> <p>(1,050)</p> <p>(55,000)</p> <p>(40,554)</p>

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A)	令和2年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
210 ~ 213			2 こども育成 支 援 費	千円 111,191,992	千円 116,678,299	千円 △ 5,486,307

対前年度 伸率 (C) / (B)	説 明	※( )は、前年度予算額																					
%			千円																				
△ 4.7	1 一般職職員給与費等 一般職職員・496人(うち会計年度任用職員・496人)	1,024,685	(3,138,361)																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> </tr> <tr> <td>(19) 国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">39,116</td> </tr> <tr> <td>    こども育成支援費補助金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(20) 県支出金</td> <td style="text-align: right;">13,989</td> </tr> <tr> <td>    こども育成支援費補助金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(25) 諸収入</td> <td style="text-align: right;">621,541</td> </tr> <tr> <td>    健康保険料</td> <td style="text-align: right;">32,402</td> </tr> <tr> <td>    雇用保険料収入</td> <td style="text-align: right;">1,587</td> </tr> <tr> <td>    厚生年金保険料収入</td> <td style="text-align: right;">48,964</td> </tr> <tr> <td>    児童措置費収入</td> <td style="text-align: right;">538,588</td> </tr> </table>	関連歳入		(19) 国庫支出金	39,116	こども育成支援費補助金		(20) 県支出金	13,989	こども育成支援費補助金		(25) 諸収入	621,541	健康保険料	32,402	雇用保険料収入	1,587	厚生年金保険料収入	48,964	児童措置費収入	538,588		
関連歳入																							
(19) 国庫支出金	39,116																						
こども育成支援費補助金																							
(20) 県支出金	13,989																						
こども育成支援費補助金																							
(25) 諸収入	621,541																						
健康保険料	32,402																						
雇用保険料収入	1,587																						
厚生年金保険料収入	48,964																						
児童措置費収入	538,588																						
	2 教育・保育経費	61,184,455	(61,799,119)																				
	ア 施設運営費等 (教育・保育給付費、延長保育促進事業、一時預かり事業 等)	48,444,334	(47,438,301)																				
	イ 公立保育所事業費等	224,184	(228,931)																				
	ウ 私立保育所運営費助成 (私立保育所助成、保育協会助成、特別支援保育事業 等)	2,425,742	(2,020,201)																				
	エ 維持補修等 (公立保育所整備、公立保育所維持補修)	73,675	(92,274)																				
	オ 整備費助成等 (保育所等整備費助成 等)	1,865,876	(3,213,438)																				
	カ 子育て支援施設等利用給付金	6,283,509	(6,401,303)																				
	キ 私立幼稚園助成費 (私立幼稚園運営費助成、私立幼稚園研修等助成、 一時預かり事業(幼稚園型)、幼稚園2歳児受け入れ促進事業)	897,721	(906,903)																				
	ク その他の経費 (実費徴収に係る補足給付事業、感染症対策等代替保育サポート事業、 保育士就労継続支援事業、保育士の人材確保事業、 保育士家賃助成事業補助金、保育士奨学金返済支援事業補助金、 保育所等におけるICT化推進等事業、企業主導型保育促進事業、 子育て支援コンサルジュ、認可外保育施設児童支援事業、 新規参入施設等巡回支援事業 等)	969,414	(1,497,768)																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> </tr> <tr> <td>(17) 分担金及び負担金</td> <td style="text-align: right;">4,491,230</td> </tr> <tr> <td>    こども育成支援費負担金</td> <td style="text-align: right;">4,491,024</td> </tr> <tr> <td>    日本スポーツ振興センター保護者負担金</td> <td style="text-align: right;">206</td> </tr> <tr> <td>(18) 使用料及び手数料</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>    小呂保育所使用料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(19) 国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">26,980,554</td> </tr> <tr> <td>    こども育成支援費負担金</td> <td style="text-align: right;">24,953,701</td> </tr> <tr> <td>    こども育成支援費補助金</td> <td style="text-align: right;">488,412</td> </tr> <tr> <td>    こども育成施設整備費補助金</td> <td style="text-align: right;">1,538,441</td> </tr> </table>	関連歳入		(17) 分担金及び負担金	4,491,230	こども育成支援費負担金	4,491,024	日本スポーツ振興センター保護者負担金	206	(18) 使用料及び手数料	1	小呂保育所使用料		(19) 国庫支出金	26,980,554	こども育成支援費負担金	24,953,701	こども育成支援費補助金	488,412	こども育成施設整備費補助金	1,538,441		
関連歳入																							
(17) 分担金及び負担金	4,491,230																						
こども育成支援費負担金	4,491,024																						
日本スポーツ振興センター保護者負担金	206																						
(18) 使用料及び手数料	1																						
小呂保育所使用料																							
(19) 国庫支出金	26,980,554																						
こども育成支援費負担金	24,953,701																						
こども育成支援費補助金	488,412																						
こども育成施設整備費補助金	1,538,441																						

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A)	令和2年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
				千円	千円	千円
212 ~ 215						

対前年度 伸率 (C) / (B)	説	明	※( )は、前年度予算額	
%				千円
	(20) 県支出金	11,327,671		
	こども育成支援費負担金	10,785,279		
	こども育成支援費補助金	542,392		
	(21) 財産収入	192,441		
	土地貸付収入	79,417		
	土地建物売払収入	113,000		
	物品売払収入	24		
	(23) 繰入金	609,605		
	こども未来基金受入金			
	(25) 諸収入	448,109		
	児童措置費収入	447,739		
	その他の雑入	370		
	(26) 市債	35,000		
	児童福祉施設整備債			
	<b>3 児童養護施設等</b>	<b>3,227,872</b>	<b>(3,220,174)</b>	
	ア 児童養護施設等措置費	2,763,999	(2,859,517)	
	(児童養護施設等、助産施設、産前・産後母子支援事業 子ども家庭支援センター、児童心理治療施設運営費)			
	イ 母子生活支援施設運営費	316,320	(312,090)	
	ウ その他の負担金補助及び交付金	20,132	(22,928)	
	(民間社会福祉施設運営費補助金 等)			
	エ その他の経費	127,421	(25,639)	
	(子どもショートステイ事業、乳児院等ユニット化整備事業 等)			
	関連歳入			
	(17) 分担金及び負担金	6,721		
	こども育成支援費負担金			
	(19) 国庫支出金	1,493,691		
	こども育成支援費負担金	1,378,325		
	こども育成支援費補助金	115,366		
	(20) 県支出金	7,400		
	こども育成支援費補助金			
	(21) 財産収入	833		
	土地貸付収入	733		
	こども未来基金利子収入	100		
	(22) 寄附金	750		
	こども育成費寄附金			
	(23) 繰入金	32,388		
	こども未来基金受入金			
	(25) 諸収入	210,388		
	児童措置費収入			

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A)	令和2年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
				千円	千円	千円
214 ~ 217						

対前年度 伸率 (C) / (B)	説 明	※( )は、前年度予算額																																															
%		千円																																															
	4 障がい児支援	10,318,949	(9,584,952)																																														
	ア 在宅障がい児対策費 (障がい児福祉手当、重症心身障がい児通所支援、 障がい児地域交流支援事業、特別支援学校放課後等支援事業、 発達障がい者支援センター運営、医療的ケア児在宅レスパイト事業 等)	360,040	(362,815)																																														
	イ 施設福祉対策費 (障がい児施設給付費等、民間社会福祉施設運営費補助金、 心身障がい福祉センター運営費、あゆみ学園運営費、南部療育環境整備事業 めばえ学園運営費、西部療育センター運営費、東部療育センター運営費 等)	9,958,909	(9,222,137)																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">関連歳入</td></tr> <tr><td>(17) 分担金及び負担金</td><td style="text-align: right;">16,936</td></tr> <tr><td>    こども育成支援費負担金</td><td></td></tr> <tr><td>(18) 使用料及び手数料</td><td style="text-align: right;">133,145</td></tr> <tr><td>    心身障がい福祉センター使用料</td><td style="text-align: right;">47,036</td></tr> <tr><td>    肢体不自由児通園施設使用料</td><td style="text-align: right;">9,127</td></tr> <tr><td>    療育センター使用料</td><td style="text-align: right;">75,354</td></tr> <tr><td>    こども育成施設使用料</td><td style="text-align: right;">184</td></tr> <tr><td>    こども育成証明等手数料</td><td style="text-align: right;">1,444</td></tr> <tr><td>(19) 国庫支出金</td><td style="text-align: right;">4,366,882</td></tr> <tr><td>    こども育成支援費負担金</td><td style="text-align: right;">4,248,741</td></tr> <tr><td>    こども育成支援費補助金</td><td style="text-align: right;">118,141</td></tr> <tr><td>(20) 県支出金</td><td style="text-align: right;">2,025,681</td></tr> <tr><td>    こども育成支援費負担金</td><td style="text-align: right;">1,976,073</td></tr> <tr><td>    こども育成支援費補助金</td><td style="text-align: right;">49,608</td></tr> <tr><td>(21) 財産収入</td><td style="text-align: right;">2,409</td></tr> <tr><td>    土地貸付収入</td><td style="text-align: right;">1,859</td></tr> <tr><td>    こども未来基金利子収入</td><td style="text-align: right;">550</td></tr> <tr><td>(25) 諸収入</td><td style="text-align: right;">691,356</td></tr> <tr><td>    障がい児給付費等収入</td><td style="text-align: right;">686,083</td></tr> <tr><td>    その他の雑入</td><td style="text-align: right;">5,273</td></tr> <tr><td>(26) 市債</td><td style="text-align: right;">19,000</td></tr> <tr><td>    児童福祉施設整備債</td><td></td></tr> </table>	関連歳入		(17) 分担金及び負担金	16,936	こども育成支援費負担金		(18) 使用料及び手数料	133,145	心身障がい福祉センター使用料	47,036	肢体不自由児通園施設使用料	9,127	療育センター使用料	75,354	こども育成施設使用料	184	こども育成証明等手数料	1,444	(19) 国庫支出金	4,366,882	こども育成支援費負担金	4,248,741	こども育成支援費補助金	118,141	(20) 県支出金	2,025,681	こども育成支援費負担金	1,976,073	こども育成支援費補助金	49,608	(21) 財産収入	2,409	土地貸付収入	1,859	こども未来基金利子収入	550	(25) 諸収入	691,356	障がい児給付費等収入	686,083	その他の雑入	5,273	(26) 市債	19,000	児童福祉施設整備債			
関連歳入																																																	
(17) 分担金及び負担金	16,936																																																
こども育成支援費負担金																																																	
(18) 使用料及び手数料	133,145																																																
心身障がい福祉センター使用料	47,036																																																
肢体不自由児通園施設使用料	9,127																																																
療育センター使用料	75,354																																																
こども育成施設使用料	184																																																
こども育成証明等手数料	1,444																																																
(19) 国庫支出金	4,366,882																																																
こども育成支援費負担金	4,248,741																																																
こども育成支援費補助金	118,141																																																
(20) 県支出金	2,025,681																																																
こども育成支援費負担金	1,976,073																																																
こども育成支援費補助金	49,608																																																
(21) 財産収入	2,409																																																
土地貸付収入	1,859																																																
こども未来基金利子収入	550																																																
(25) 諸収入	691,356																																																
障がい児給付費等収入	686,083																																																
その他の雑入	5,273																																																
(26) 市債	19,000																																																
児童福祉施設整備債																																																	
	5 ひとり親福祉費	226,330	(260,423)																																														
	ア ひとり親家庭支援センター運営経費	64,303	(83,226)																																														
	▲ ひとり親家庭等日常生活支援事業費 (アと統合)	-	(4,268)																																														
	イ ひとり親家庭自立支援事業 (ひとり親家庭自立支援給付金事業、ひとり親養育費確保支援事業 等)	154,307	(162,488)																																														
	ウ DV相談・支援推進	7,720	(10,441)																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">関連歳入</td></tr> <tr><td>(19) 国庫支出金</td><td style="text-align: right;">139,890</td></tr> <tr><td>    こども育成支援費補助金</td><td></td></tr> </table>	関連歳入		(19) 国庫支出金	139,890	こども育成支援費補助金																																											
関連歳入																																																	
(19) 国庫支出金	139,890																																																
こども育成支援費補助金																																																	

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A)	令和2年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
				千円	千円	千円
216 ~ 219						



対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明	※( )は、前年度予算額	
%			千円
	6 児童手当等	32,744,845	(33,305,531)
	ア 児童手当	25,460,712	(25,811,129)
	イ 児童扶養手当	7,281,257	(7,491,470)
	ウ 災害遺児手当	2,876	(2,932)
	[ 関連歳入		
	(19) 国庫支出金	20,168,258	
	こども育成支援費負担金	20,144,160	
	こども育成支援費補助金	9,044	
	こども育成費委託金	15,054	
	(20) 県支出金	3,837,694	
	こども育成支援費負担金		
	(25) 諸収入	13,864	
	その他の雑入		
	7 非行防止・健全育成費	32,939	(35,499)
	(成人の日記念事業、非行防止・健全育成事業、青少年団体育成支援、区青少年育成推進事業 等)		
	8 地域育成活動促進費	337,664	(676,476)
	(地域子ども育成事業、子どもプラザ事業、地域子育て交流支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、区子育て支援推進事業、「赤ちゃんの駅」事業 等)		
	[ 関連歳入		
	(19) 国庫支出金	40,060	
	こども育成支援費補助金		
	(20) 県支出金	38,405	
	こども育成支援費補助金		
	(21) 財産収入	2,480	
	こども未来基金利子収入		
	(26) 市債	94,000	
	児童福祉施設整備債		
	▲ 留守家庭子ども会育成費 (教育委員会へ移管)	-	(2,239,149)
	9 施設経費	1,637,601	(1,858,910)
	(青少年施設 (背振・海中)、中央児童会館、科学館 等)		
	[ 関連歳入		
	(18) 使用料及び手数料	1,571	
	こども育成施設使用料		
	(21) 財産収入	76,403	
	土地貸付収入	76,399	
	中央児童会館基金利子収入	4	
	(25) 諸収入	300	
	その他の雑入		

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A)	令和2年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
				千円	千円	千円
218 ~ 219						

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明  ※( )は、前年度予算額																																																
%	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="304 344 496 376">10 その他の事業</td> <td data-bbox="1070 344 1166 376">456,652</td> <td data-bbox="1289 344 1401 376">(559,705)</td> <td data-bbox="1453 320 1505 344">千円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="379 405 1302 546">           (子ども情報提供、第3子優遇事業(第3子手当等)、            児童虐待防止医療ネットワーク事業、虐待防止等強化事業、            子ども虐待防止活動推進委員会、支援対象児童等見守り強化事業、            病児・病後児デイケア事業、若者の相談支援体制強化、            子ども・若者活躍の場プロジェクト、若者のぷらっとホームサポート事業 等)         </td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="363 577 469 607">関連歳入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 607 544 636">(19) 国庫支出金</td> <td data-bbox="1098 607 1193 636">154,716</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 636 724 665">    こども育成支援費補助金</td> <td data-bbox="1070 636 1166 665">154,655</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 665 651 694">    母子保健費補助金</td> <td data-bbox="1134 665 1166 694">61</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 694 520 723">(20) 県支出金</td> <td data-bbox="1098 694 1193 723">127,084</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 723 724 752">    こども育成支援費補助金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 752 520 781">(21) 財産収入</td> <td data-bbox="1125 752 1193 781">1,240</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 781 724 810">    こども未来基金利子収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 810 496 840">(25) 諸収入</td> <td data-bbox="1145 810 1193 840">887</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 840 600 869">    その他の雑入</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	10 その他の事業	456,652	(559,705)	千円	(子ども情報提供、第3子優遇事業(第3子手当等)、 児童虐待防止医療ネットワーク事業、虐待防止等強化事業、 子ども虐待防止活動推進委員会、支援対象児童等見守り強化事業、 病児・病後児デイケア事業、若者の相談支援体制強化、 子ども・若者活躍の場プロジェクト、若者のぷらっとホームサポート事業 等)				関連歳入				(19) 国庫支出金	154,716			こども育成支援費補助金	154,655			母子保健費補助金	61			(20) 県支出金	127,084			こども育成支援費補助金				(21) 財産収入	1,240			こども未来基金利子収入				(25) 諸収入	887			その他の雑入			
10 その他の事業	456,652	(559,705)	千円																																														
(子ども情報提供、第3子優遇事業(第3子手当等)、 児童虐待防止医療ネットワーク事業、虐待防止等強化事業、 子ども虐待防止活動推進委員会、支援対象児童等見守り強化事業、 病児・病後児デイケア事業、若者の相談支援体制強化、 子ども・若者活躍の場プロジェクト、若者のぷらっとホームサポート事業 等)																																																	
関連歳入																																																	
(19) 国庫支出金	154,716																																																
こども育成支援費補助金	154,655																																																
母子保健費補助金	61																																																
(20) 県支出金	127,084																																																
こども育成支援費補助金																																																	
(21) 財産収入	1,240																																																
こども未来基金利子収入																																																	
(25) 諸収入	887																																																
その他の雑入																																																	

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A)	令和2年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
218 ~ 221			3 こども 総合相談 センター費	千円 611,354	千円 585,434	千円 25,920

対前年度 伸率 (C) / (B)	説	明	※( )は、前年度予算額	
%				千円
4.4	1 一般職職員給与費等 一般職職員・59人(うち会計年度任用職員・59人)	241,224	(217,396)	
	関連歳入			
	(19) 国庫支出金	21,967		
	こども総合相談センター費負担金	5,706		
	こども総合相談センター費補助金	16,261		
	(25) 諸収入	28,231		
	健康保険料	11,028		
	雇用保険料収入	539		
	厚生年金保険料収入	16,664		
	2 総合相談経費	355,509	(359,531)	
	ア 総合相談経費	273,450	(279,314)	
	(要保護児童等支援、思春期ひきこもり等相談事業、思春期相談 等)			
	イ 虐待防止推進経費	81,255	(77,920)	
	(児童虐待防止事業、里親制度推進事業、措置児童の家庭移行支援事業 子育て見守り訪問員派遣事業、里親養育包括支援(フォスタリング)事業 社会的養護自立支援事業 等)			
	ウ 特別相談経費	804	(2,297)	
	関連歳入			
	(18) 使用料及び手数料	43		
	こども育成施設使用料			
	(19) 国庫支出金	136,310		
	こども総合相談センター費負担金	45,270		
	こども総合相談センター費補助金	91,040		
	(25) 諸収入	11,865		
	その他の雑入			
	(26) 市債	26,000		
	児童福祉施設整備債			
	3 一時保護所経費	14,621	(8,507)	
	関連歳入			
	(19) 国庫支出金	25,496		
	こども総合相談センター費負担金	21,409		
	こども総合相談センター費補助金	4,087		

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A)	令和2年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
220 ~ 223			4 母子保健費	千円 2,835,623	千円 2,881,158	千円 △ 45,535
224 ~ 225			5 母子父子 寡婦福祉 資金貸付 事業費	21,679	22,068	△ 389
歳 出 合 計				118,647,245	124,238,645	△ 5,591,400

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明	※( )は、前年度予算額	
%			千円
△ 1.6	<p>1 一般職職員給与費等 一般職職員・59人(うち会計年度任用職員・59人)</p> <p>    [ 関連歳入 ]</p> <p>        (19) 国庫支出金             母子保健費補助金         (20) 県支出金             母子保健費補助金         (25) 諸収入             健康保険料             雇用保険料収入             厚生年金保険料収入</p> <p>2 母子保健費</p> <p>    ア 先天性代謝異常等検査事業費</p> <p>    イ 健康診査事業費         (妊婦健診、乳幼児健診、産婦健康診査)</p> <p>    ウ 医療給付等事業費</p> <p>    エ 小児慢性特定疾病医療費助成事業</p> <p>    オ 母子保健事業費</p> <p>        (新生児聴覚検査事業、一般母子相談、母子保健訪問指導、母子巡回健康相談、         母親の心の健康支援事業、子育て世代包括支援センター、産後サポート事業         プレコンセプションケア推進事業、一般不妊治療費助成事業、         不妊専門相談センター、不育症検査費・治療費助成事業 等)</p> <p>    [ 関連歳入 ]</p> <p>        (19) 国庫支出金             母子保健費負担金             母子保健費補助金         (20) 県支出金             母子保健費負担金             母子保健費補助金         (21) 財産収入             こども未来基金利子収入         (23) 繰入金             こども未来基金受入金</p>	<p>197,058</p> <p>26,962</p> <p>26,962</p> <p>23,034</p> <p>8,997</p> <p>442</p> <p>13,595</p> <p>2,638,565</p> <p>37,553</p> <p>1,740,443</p> <p>150,758</p> <p>426,086</p> <p>283,725</p> <p>375,921</p> <p>276,651</p> <p>99,270</p> <p>58,295</p> <p>32,933</p> <p>25,362</p> <p>105</p> <p>24,842</p>	<p>(199,904)</p> <p>(2,681,254)</p> <p>(42,412)</p> <p>(1,626,821)</p> <p>(145,837)</p> <p>(322,673)</p> <p>(543,511)</p>
△ 1.8	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計への繰出金</p> <p>    [ 関連歳入 ]</p> <p>        (23) 繰入金             母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計受入金</p>	<p>100,384</p>	
△ 4.5			

ウ. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計（歳入）

予算案 説明書 (その2) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A)	令和2年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	
60 ～ 61	1	1	1 母子父子寡 婦福祉資金 貸 付 金 元 利 収 入	千円 418,145	千円 422,306	千円 △ 4,161	
	2	1	1 一 般 会 計 繰 入 金	21,679	22,068	△ 389	
	3	1	1 繰 越 金	791,912	855,221	△ 63,309	
	4	1	1	1 納 付 金	601	610	△ 9
		2	1	1 保 険 料 収 入	938	964	△ 26
		3	1	1 雑 入	1	1	-
	歳 入 合 計				1,233,276	1,301,170	△ 67,894



対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明	※( )は、前年度予算額	
%		千円	
△ 1.0	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金 1. 母子福祉資金貸付金元利収入 2. 父子福祉資金貸付金元利収入 3. 寡婦福祉資金貸付金元利収入	418,145 405,997 1,660 10,488	(422,306) (410,457) (1,480) (10,369)
△ 1.8	1 一般会計繰入金		
△ 7.4	1 前年度繰越金		
△ 1.5	1 健康保険料		
△ 2.7	1 雇用保険料収入 2 厚生年金保険料収入	29 909	(30) (934)
-	1 違約金及び延納利息		
△ 5.2			

エ. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計（歳出）

予算案 説明書 (その2) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A)	令和2年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
				千円	千円	千円
62 ~ 65	1 事業費	1 事業費	1 一般管理費	23,267	23,740	△ 473
			2 貸付金	913,413	995,138	△ 81,725
			計	936,680	1,018,878	△ 82,198
	2 公債費	1 公債費	1 元 金	196,212	186,749	9,463
	3 諸支出金	1 繰 出 金	1 一般会計 繰 出 金	100,384	95,543	4,841
歳 出 合 計				1,233,276	1,301,170	△ 67,894

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明	※( )は、前年度予算額																													
%			千円																												
△ 2.0	1 一般職職員給与費等 一般職職員・4人 (うち会計年度任用職員・4人)	13,105	(13,389)																												
	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="367 526 391 560">┌</td> <td data-bbox="399 526 510 560">関連歳入</td> <td></td> <td data-bbox="1380 526 1404 560">┐</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="399 560 510 593">(4) 諸収入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="470 593 614 627">健康保険料</td> <td></td> <td data-bbox="1308 560 1380 593">1,539</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="470 627 662 660">雇用保険料収入</td> <td></td> <td data-bbox="1332 593 1380 627">601</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="470 660 718 694">厚生年金保険料収入</td> <td></td> <td data-bbox="1348 627 1380 660">29</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1332 660 1380 694">909</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="367 694 391 728">└</td> <td></td> <td data-bbox="1380 694 1404 728">┘</td> </tr> </table>	┌	関連歳入		┐		(4) 諸収入				健康保険料		1,539		雇用保険料収入		601		厚生年金保険料収入		29				909		└		┘		
┌	関連歳入		┐																												
	(4) 諸収入																														
	健康保険料		1,539																												
	雇用保険料収入		601																												
	厚生年金保険料収入		29																												
			909																												
	└		┘																												
	2 母子父子寡婦福祉資金貸付事業に要する事務経費	10,162	(10,351)																												
	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="367 784 391 817">┌</td> <td data-bbox="399 784 510 817">関連歳入</td> <td></td> <td data-bbox="1380 784 1404 817">┐</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="399 817 510 851">(4) 諸収入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="470 851 718 884">違約金及び延納利息</td> <td></td> <td data-bbox="1356 817 1380 851">1</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="367 884 391 918">└</td> <td></td> <td data-bbox="1380 884 1404 918">┘</td> </tr> </table>	┌	関連歳入		┐		(4) 諸収入				違約金及び延納利息		1		└		┘														
┌	関連歳入		┐																												
	(4) 諸収入																														
	違約金及び延納利息		1																												
	└		┘																												
△ 8.2	修学資金，就学支度資金，生活資金等の母子父子寡婦福祉資金貸付																														
△ 8.1																															
5.1	長期債元金償還金																														
5.1	一般会計繰出金																														
△ 5.2																															

【参考】令和3年度 子ども未来局所管 負担金・補助及び交付金予算額

★=3年度新規

▲=終了事業

(単位：千円)

区分	名称	交付先	令和3年度 予算額	令和2年度 予算額	対前年度 比較	備考
補 育 所 関 係 （ 保 育 関 連 含 む ） 金	福岡市保育協会補助金	(一社)福岡市保育協会	1,521,223	1,511,812	9,411	
	産休等代替職員費補助金(保育所)	民間社会福祉法人等	9,229	13,389	△ 4,160	
	一時保育事業補助金	民間社会福祉法人等	7,398	9,556	△ 2,158	
	延長保育事業補助金	民間社会福祉法人等	300,545	416,025	△ 115,480	
	特別支援保育事業補助金	民間社会福祉法人等	565,701	561,192	4,509	
	保育所等整備費補助金	民間社会福祉法人等	1,831,428	3,179,737	△ 1,348,309	
	保育所等におけるICT化推進等事業補助金	民間社会福祉法人等	65,475	94,650	△ 29,175	
	独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金(保育所)	福岡市社会福祉協議会	413	1,056	△ 643	
	一時預かり事業補助金	一時預かり事業実施事業者	64,107	53,666	10,441	
	産休明けサポート事業助成金	ベビーシッター派遣業者	502	892	△ 390	
	★感染症対策等代替保育サポート事業	定期的に保育施設等を利用する児童の保護者	5,049	-	5,049	
	待機児童支援事業補助金	認可保育所に入所出来ず認可外保育施設を利用する一定所得以下の待機児童の保護者	6,034	14,511	△ 8,477	
	認可外保育施設児童支援事業補助金	認可外保育施設	19,453	21,427	△ 1,974	
	保育士の人材確保事業補助金	福岡市社会福祉協議会	5,780	8,604	△ 2,824	
	保育士家賃助成事業補助金	私立保育所等	272,520	259,800	12,720	
	保育士奨学金返済支援事業補助金	私立保育所等	137,940	93,840	44,100	
	保育体制強化事業補助金	私立保育所等	304,500	495,000	△ 190,500	
	病児・病後児デイケア整備事業補助金	小児科等病児・病後児デイケア事業実施事業者	4,600	4,600	-	
		小 計		5,121,897	6,739,757	△ 1,617,860
幼 稚 園 関 係	私立幼稚園運営費補助金	(一社) 福岡市私立幼稚園連盟	753,139	756,512	△ 3,373	
	幼稚園教諭等確保事業補助金	(一社) 福岡市私立幼稚園連盟	47,320	52,975	△ 5,655	
	私立幼稚園連盟研修費補助金	(一社)福岡市私立幼稚園連盟	31,592	31,592	-	
	一時預かり事業(幼稚園型)補助金	一時預かり事業実施事業者(幼稚園等)	15,672	18,267	△ 2,595	
	幼稚園2歳児受け入れ促進事業補助金	2歳児受け入れ促進事業者(幼稚園等)	49,998	47,557	2,441	
	看護師派遣事業補助金	指定訪問看護ステーション	4,500	12,000	△ 7,500	
	小 計		902,221	918,903	△ 16,682	

★=3年度新規

▲=終了事業

(単位：千円)

区分	名称	交付先	令和3年度 予算額	令和2年度 予算額	対前年度 比較	備考	
補 養 関 係 助 が い 児 関 係 金	資格取得 保育士資格等取得支援 事業補助金	私立保育所等	6,621	6,378	243		
	高等職業訓練促進資金貸 付事業補助金	福岡市社会福祉協議会	3,160	2,960	200		
	小 計		9,781	9,338	443		
	社 会 的 養 護 関 係	児童養護施設等文化体 育交流事業補助金	福岡市乳児院児童養護 施設協議会	300	350	△ 50	
	福岡市里親会補助金	福岡市里親会	150	150	-		
	産休等代替職員費補助金 (児童養護施設等)	民間社会福祉法人	545	528	17		
	民間社会福祉施設運営費 補助金(児童養護施設等)	民間社会福祉法人	12,663	14,889	△ 2,226		
	児童自立援助ホーム事 業費補助金	自立援助ホーム事業者	6,474	7,011	△ 537		
	★乳児院等ユニット化整 備事業	民間社会福祉法人	97,163	-	97,163		
	▲産前・産後母子支援事 業補助金(施設整備)	民間社会福祉法人	-	8,000	△ 8,000	事業終了	
	緊急一時保護事業補助 金	民間支援団体等	1,000	1,000	-		
	児童虐待防止医療ネット ワーク事業補助金	民間医療法人	4,818	4,818	-		
	小 計		123,113	36,746	86,367		
	障 が い 児 関 係	障がい児地域交流支援 事業補助金	地域団体	1,000	1,000	-	
	療育キャンプ補助金	福岡県重症心身障害児 (者)を守る会外1団体	1,612	1,612	-		
	産休等代替職員費補助 金(障がい児)	民間社会福祉法人	270	304	△ 34		
	民間社会福祉施設運営 費補助金(障がい児)	民間社会福祉法人	25,726	18,288	7,438		
	★新型コロナウイルス感 染症対策補助金	民間社会福祉法人等	2,270	-	2,270		
	独立行政法人福祉医療機 構資金借入金利子補助金 (障がい児施設)	福岡市社会福祉協議会	65	127	△ 62		
▲民間社会福祉施設整 備費等補助金	民間社会福祉法人	-	106,200	△ 106,200	事業終了		
小 計		30,943	127,531	△ 96,588			
地 域 ・ 青 少 年 関 係	子どもの夢応援事業補助 金	子ども会育成会等の各種 育成団体	2,160	2,160	-		
中学校区非行防止対策 事業補助金	各中学校区青少年育成 連絡協議会	4,950	5,175	△ 225			
子ども会事業補助金	福岡市子ども会育成連合 会	3,900	4,100	△ 200			
若者のぶらっとホームサ ポート事業補助金	NPO法人等	1,000	1,000	-			
ボーイスカウト大会補助 金	福岡市ボーイスカウト振 興会	130	130	-			
小 計		12,140	12,565	△ 425			

★=3年度新規

▲=終了事業

(単位：千円)

区分	名称	交付先	令和3年度 予算額	令和2年度 予算額	対前年度 比較	備考	
補助金	アジア太平洋子ども会議・ イン福岡補助金	NPOアジア太平洋子ども 会議・イン福岡	55,000	55,000	-		
	小計		55,000	55,000	-		
	子どもの食と居場所づくり 支援事業補助金	NPO法人等	5,377	5,428	△ 51		
	小計		5,377	5,428	△ 51		
	★ひとり親養育費確保支 援事業補助金	養育費に関する取り決め や保証契約を締結したひ とりに親	1,820	-	1,820		
	健康診査等支援事業補 助金	離島に居住し妊娠の届け 出を行った者	209	285	△ 76		
	小計		2,029	285	1,744		
	補助金合計		6,262,501	7,905,553	△ 1,643,052		
	負担金	ミニふくおか実行委員会 負担金	ミニふくおか実行委員会	19,800	19,800	-	
		福岡市保育連盟負担金	福岡市保育連盟	405	405	-	
★ひとり親家庭実態調査負担 金		福岡県	4,114	-	4,114		
成人の日記念行事負担金		福岡市成人の日記念行 事実行委員会	16,010	16,010	-		
こども育成事業負担金 地域と青少年のつどい		地域団体	3,551	4,147	△ 596		
▲子育て人材育成支援事業実 行委員会負担金(西区)		子育て人材育成支援事 業実行委員会	-	437	△ 437	事業終了	
負担金合計		43,880	40,799	3,081			

※諸会議費負担金、共益費負担金、施設管理費負担金を除く。

## 2. 教育委員会移管分予算案

### (1) 重要施策に関する説明(抜粋)

( )内数字：令和2年度当初予算額

#### 16 放課後等における居場所の充実

※令和3年度機構整備により教育委員会へ移管分  
4,543,505千円 ( 4,798,040千円)

留守家庭子ども会事業について、支援員の増員等を行うとともに、狭隘化施設について、計画的に施設の増改築を進める。

また、放課後等に自由に安心して遊べる場として、わいわい広場の拡充に取り組む。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組	令和3年度の取組
留守家庭子ども会事業	千円 4,082,438	○全学年の通年受入や学校休業日等の8時開始を実施するなど、事業を充実	○引き続き事業の充実を図るとともに、施設の増改築等を行う
放課後等の遊び場づくり事業	461,067	○わいわい広場実施校を順次拡大 (実施校) ・令和元年度 136校 ・令和2年度 137校	○新たに3校でのわいわい広場開設を目指して取組みを進める

(2) 款項目別説明資料(抜粋)

ア. 一般会計(歳入)

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A)	令和2年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
48	17 分担金 負担金	1 負担金	10 教育費 負担金  (2 こども 育成費 負担金)	千円 589,156	千円 576,091	千円 13,065
78 ~ 79	19 国庫支出金	2 国庫補助金	10 教育費 国庫補助金  (2 こども 育成費 国庫補助金)	929,285	995,463	△ 66,178
91	20 県支出金	2 県補助金	11 教育費 県補助金  (2 こども 育成費 県補助金)	725,524	744,644	△ 19,120
108	25 諸収入	2 納付金	1 納付金	70,227	70,954	△ 727
109		3 保険料収入	1 保険料収入	109,720	112,102	△ 2,382
122	26 市債	1 市債	11 教育債  (2 こども 育成債)	122,000	197,000	△ 75,000
歳 入 合 計				2,545,912	2,696,254	△ 150,342

※[ ]内はこども未来局所管予算時の款・項・目の名称で予算額は教育委員会への移管分のみ



対前年度 伸 率 (C) / (B)	説	明 ※( )は、前年度予算額	
%		千円	
2.3	4 留守家庭子ども会負担金  〔 こども育成支援費負担金 留守家庭子ども会負担金 〕	589,156	(576,091)
△ 6.6	1 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 9 こども育成支援補助金  〔 こども育成支援費補助金 〕	136,446 792,839	(143,381) (852,082)
△ 2.6	2 こども育成支援補助金  〔 こども育成支援費補助金 〕	725,524	(744,644)
△ 1.0	1 健康保険料	70,227	(70,954)
△ 2.1	1 雇用保険料収入 2 厚生年金保険料収入	3,596 106,124	(3,626) (108,476)
△ 38.1	3 児童福祉施設整備債  〔 児童福祉施設整備債 〕	122,000	(197,000)
△ 5.6			

## イ. 一般会計（歳出）

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和3年度 予 算 額 (A)	令和2年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
426 ~ 431	12 教育費	1 教育総務費	2 教育振興費	千円 4,225,937	千円 4,206,049	千円 19,888
	(3 こども 育成費)	(1 こども 育成費)	(2 こども育成 支 援 費)			
440 ~ 443		3 小・中学校 建設費	1 小学校 建設費	317,568	591,991	△ 274,423
		(1 こども 育成費)	(2 こども育成 支 援 費)			
歳 出 合 計				4,543,505	4,798,040	△ 254,535

※[     ]内はこども未来局所管予算時の款・項・目の名称で予算額は教育委員会への移管分のみ

対前年度 伸率 (C) / (B)	説 明	※( )は、前年度予算額	
%		千円	
0.5	1 一般職職員給与費等 一般職職員・3,760人(うち会計年度任用職員・3,760人)	2,103,957	(2,117,366)
	関連歳入 (19)国庫支出金 こども育成支援補助金 (20)県支出金 こども育成支援補助金 (25)諸収入 健康保険料 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入	232,676 232,676 179,947 70,227 3,596 106,124	
	11 放課後等の遊び場づくり事業	429,532	(441,525)
	関連歳入 (19)国庫支出金 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	136,446	
	12 留守家庭子ども会	1,692,448	(1,647,158)
	関連歳入 (17)分担金及び負担金 留守家庭子ども会負担金 (19)国庫支出金 こども育成支援補助金 (20)県支出金 こども育成支援補助金	589,156 445,363 462,504	
△ 46.4	2 校舎等整備費	317,568	(591,991)
	関連歳入 (19)国庫支出金 こども育成支援補助金 (20)県支出金 こども育成支援補助金 (26)市債 児童福祉施設整備債	114,800 30,344 122,000	
△ 5.3			

### 3. 条例案

#### 議案第 58 号

#### 福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案

##### 1 改正理由

児童を取り巻く環境の変化に鑑み、市外に住所を有する児童のうち、福岡市立の小学校に在学しているものを、留守家庭子ども会事業の対象児童に加える必要があるによる。

##### 2 改正内容

市外に住所を有する児童のうち、福岡市立の小学校に在学しているものを、留守家庭子ども会事業の対象児童に加えるよう、必要な規定の整備を行う。(第4条)

##### 3 施行期日

令和3年4月1日

#### 福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正後
第1条～第3条 (略) (対象児童) 第4条 子ども会に入会することができる児童は、市内に住所を有する児童であって、保護者及び同居する親族が労働等のため昼間家庭にいないことが常態であることその他これに準じる事由として規則で定めるものにより、在学している小学校の授業の終了後又は休業日に家庭において適切な保護を受けることができないと認められるものとする。 第5条～第14条 (略)	第1条～第3条 (略) (対象児童) 第4条 子ども会に入会することができる児童は、市内に住所を有する児童又は市立小学校に在学している児童であって、保護者及び同居する親族が労働等のため昼間家庭にいないことが常態であることその他これに準じる事由として規則で定めるものにより、在学している小学校の授業の終了後又は休業日に家庭において適切な保護を受けることができないと認められるものとする。 第5条～第14条 (略)

## 議案第 59 号

### 福岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する 条例案

#### 1 改正理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、放課後児童支援員の資格要件を拡大する必要があるによる。

#### 2 改正内容

中核市の長が行う研修を修了したことを新たに放課後児童支援員の資格要件とするよう、必要な規定の整備を行う。

#### 3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

#### 福岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正後
第 1 条～第 9 条 (略) (職員)	第 1 条～第 9 条 (略) (職員)
第 10 条 (略)	第 10 条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の長が行う研修を修了したもの（放課後児童支援員の業務に従事することとなった日から起算して 2 年を経過する日までに修了することを予定している者を含む。）でなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したもの（放課後児童支援員の業務に従事することとなった日から起算して 2 年を経過する日までに修了することを予定している者を含む。）でなければならない。
(1)～(10) (略)	(1)～(10) (略)
4・5 (略)	4・5 (略)
第 11 条～第 22 条 (略)	第 11 条～第 22 条 (略)

## 議案第60号

### 福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める 条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定障がい児通所支援事業者等に感染症の発生又はまん延の防止のための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

#### 2 主な改正内容

- (1) 虐待の防止等のための措置の義務化（第3条第4項、第46条第2項関係）
- (2) 従業者要件から障がい福祉サービス経験者の削除（第6条第1項、第56条の6第1項、第68条第1項、第73条の3第1項関係）
- (3) 医療的ケアを必要とする障がい児が利用する場合に、看護職員の配置もしくは医療機関との連携を義務化。（第6条第2項、第7条第2項、第68条第2項関係）
- (4) ハラスメントの防止等に係る規定の追加（第39条第4項関係）
- (5) 業務継続計画の策定等の義務化（第39条の2関係）
- (6) 非常災害の訓練実施に係る地域住民との連携の規定の追加（第41条第3項関係）
- (7) 感染症の発生又はまん延の防止のための措置の義務化（第42条第2項関係）
- (8) 身体拘束等の適正化を図るための措置の義務化（第45条第3項関係）
- (9) その他規定の整備

#### 3 施行期日

令和3年4月1日

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例  
新旧対照表

※下線部分が改正部

現行	改正後（案）
目次（略）	目次（略）
第1条・第2条（略） （指定障がい児通所支援事業者等の一般原則）	第1条・第2条（略） （指定障がい児通所支援事業者等の一般原則）
第3条（略）	第3条（略）
2・3（略）	2・3（略）
4 指定障がい児通所支援事業者等は、	4 指定障がい児通所支援事業者等は、

当該指定障がい児通所支援事業者等を利用する障がい児の人権の擁護，虐待の防止等のため，責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

第4条・第5条（略）

（従業者の員数）

第6条 指定児童発達支援の事業者を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとする。

(1) 児童指導員（福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第56号）第27条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者，同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者，通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって，2年以上障がい福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障がい福祉サービス経験者」という。） 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員，保育士又は障がい福祉サービス

当該指定障がい児通所支援事業者等を利用する障がい児の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第4条・第5条（略）

（従業者の員数）

第6条 指定児童発達支援の事業者を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとする。

(1) 児童指導員（福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第56号）第27条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が，ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数以上

経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障がい児の数が10までのもの 2以上

イ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障がい福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

(新設)

(新設)

ア 障がい児の数が10までのもの 2以上

イ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等をい



	<p>う。次条及び第68条において同じ。)のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として<u>喀痰吸引等業務</u>（同法第48条の3第1項に規定する<u>喀痰吸引等業務</u>をいう。次条及び第68条において同じ。）を行う場合</p>
(新設)	<p>(3) <u>当該指定児童発達支援事業所</u>（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、<u>医療的ケアのうち特定行為</u>（同法附則第3条第1項に規定する<u>特定行為</u>をいう。次条及び第68条において同じ。）のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として<u>特定行為業務</u>（同法附則第20条第1項に規定する<u>特定行為業務</u>をいう。次条及び第68条において同じ。）を行う場合</p>
(新設)	<p><u>3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員</u>（以下この条、次条及び第68条において「<u>機能訓練担当職員等</u>」という。）を置いた場合において、<u>当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</u></p>
<p><u>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児</u>（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯</p>	<p><u>4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児</u>（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯</p>

のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1) (略)

(2) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)

1以上

(3)～(5) (略)

4 (略)

5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障がい福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障がい福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 (略)

第7条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(新設)

(新設)

のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1) (略)

(2) 看護職員 1以上

(3)～(5) (略)

5 (略)

6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

8 (略)

第7条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第

	<p><u>1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等業務を行う場合</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</u></p>
<p>(新設)</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></p>	<p><u>3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></p> <p><u>4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を置かなければならない。この場合において、当該従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></p>
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げ</u></p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けことが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合に限る。）医療的ケアを行うために必要な数</u></p> <p><u>5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項</u></p>

る従業者のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1)・(2) (略)

(新設)

5 第1項第2号ア及び第3項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項から第4項まで（第1項第1号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第8条～第27条 (略)

(児童発達支援計画の作成等)

第28条 (略)

2～4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意

各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1)・(2) (略)

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第1項第2号ア及び第4項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。

8 第1項から第5項まで（第1項第1号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第8条～第27条 (略)

(児童発達支援計画の作成等)

第28条 (略)

2～4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下

見を求めるものとする。

6～10 (略)

第29条～第37条 (略)

(運営規程)

第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第44条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(12) (略)

(勤務体制の確保等)

第39条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6～10 (略)

第29条～第37条 (略)

(運営規程)

第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第44条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(12) (略)

(勤務体制の確保等)

第39条 (略)

2・3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第39条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

第40条 (略)  
(非常災害対策)

第41条 (略)

2 (略)

(新設)

(衛生管理等)

第42条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的  
に実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第40条 (略)

(非常災害対策)

第41条 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第42条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、その指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並

第43条 (略)

(掲示)

第44条 (略)

(新設)

(身体拘束等の禁止)

第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 (略)

(新設)

(虐待等の禁止)

びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第43条 (略)

(掲示)

第44条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面をその指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待等の禁止)

第46条（略）

（新設）

第47条～第51条（略）

（地域との連携等）

第52条（略）

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障がい児の福祉に関し、障がい児若しくはその家庭又は当該障がい児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

第46条（略）

2 指定児童発達支援事業者は、その指定児童発達支援事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条～第51条（略）

（地域との連携等）

第52条（略）

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障がい児の福祉に関し、障がい児若しくはその家庭又は当該障がい児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。



第53条～第56条の5 (略)

(従業者の員数)

第56条の6 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障がい福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障がい福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障がい児の数が10までのもの 2以上

イ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) (略)

2 (略)

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障がい福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第56条の7～第65条の2 (略)

(準用)

第66条 第13条から第23条まで、第25条、第27条（第4項及び第5項を除く。）から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条まで、第55条及び

第53条～第56条の5 (略)

(従業者の員数)

第56条の6 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障がい児の数が10までのもの 2以上

イ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) (略)

2 (略)

(削る)

第56条の7～第65条の2 (略)

(準用)

第66条 第13条から第23条まで、第25条、第27条（第4項及び第5項を除く。）から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条まで、第55条及び

第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第65条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第62条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第44条中「従業者の勤務の体制，前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第64条」と読み替えるものとする。

第67条 (略)

(従業者の員数)

第68条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員，保育士又は障がい福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員，保育士又は障がい福祉サービス経験者の合計数が，ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数以上

第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第65条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第62条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制，前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第64条」と読み替えるものとする。

第67条 (略)

(従業者の員数)

第68条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が，ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数以上

ア 障がい児の数が10までのもの 2以上

イ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障がい福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

ア 障がい児の数が10までのもの 2以上

イ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業者である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障がい児

(新設)

3 前2項の規定にかかわらず，主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとする。ただし，指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については，第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1)～(5) (略)

4 (略)

5 第1項第1号の児童指導員，保育士又は障がい福祉サービス経験者のうち，1人以上は，常勤でなければならない。

6 第1項第1号に規定する児童指導員，保育士及び障がい福祉サービス経験者の半数以上は，児童指導員又は保育士でなければならない。

7 (略)

第69条～第73条の2 (略)

(従業者の員数)

第73条の3 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業

に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3 前項に基づき，機能訓練担当職員等を置いた場合において，当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には，当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

4 前3項の規定にかかわらず，主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとする。ただし，指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については，第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1)～(5) (略)

5 (略)

6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち，1人以上は，常勤でなければならない。

7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は，児童指導員又は保育士でなければならない。

8 (略)

第69条～第73条の2 (略)

(従業者の員数)

第73条の3 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業

を行う者が当該事業を行う事業所（次条において「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障がい福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障がい福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障がい児の数が10までのもの 2以上

イ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) (略)

2 (略)

3 第1項第1号に規定する児童指導員、保育士及び障がい福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第73条の4～第73条の7 (略)

(従業者の員数)

第73条の8 (略)

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有

を行う者が当該事業を行う事業所（次条において「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障がい児の数が10までのもの 2以上

イ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) (略)

2 (略)

(削る)

第73条の4～第73条の7 (略)

(従業者の員数)

第73条の8 (略)

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業

するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障がい児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障がい児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障がい児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

### 3 (略)

第73条の9～第73条の13 (略)

(準用)

第73条の14 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第65条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第73条の13」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第73条の12」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第73条の12第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは

した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障がい児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障がい児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援

(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障がい児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

### 3 (略)

第73条の9～第73条の13 (略)

(準用)

第73条の14 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第65条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第73条の13」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第73条の12」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第73条の12第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計

「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第74条～第77条（略）

（準用）

第78条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第56条まで、第65条の2及び第73条の11から第73条の13までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第78条において準用する第73条の13」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第78条において準用する第73条の12」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第78条において準用する第73条の12第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

（従業者の員数に関する特例）

第79条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第58条、第68条第1項、第2項及び第4項、第73条の8第1項並びに第75条

画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第74条～第77条（略）

（準用）

第78条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第56条まで、第65条の2及び第73条の11から第73条の13までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第78条において準用する第73条の13」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第78条において準用する第73条の12」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第78条において準用する第73条の12第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

（従業者の員数に関する特例）

第79条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項から第3項まで及び第5項、第7条（第3項及び第6項を除く。）、第58条、第68条第1項から第3項まで及

第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第58条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第68条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能

び第5項、第73条の8第1項並びに第75条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第58条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第68条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能



型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第73条の8第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第75条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が20未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第6条第5項及び第68条第5項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

#### 附 則

（経過措置）

3 整備法附則第22条第2項の規定により法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者に対する第7条第1項第2号ア及び第3項第1号の規定の適用については、当分の間、同ア中「指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障がい児の数を4で除して得た数以上」とあるのは「おおむね障がい児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障がい児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上」と、同号中「言語聴覚士指定児童発達支援の単位ごとに4以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をい

型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第73条の8第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第75条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が20未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第6条第6項及び第68条第6項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

#### 附 則

（経過措置）

3 整備法附則第22条第2項の規定により法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者に対する第7条第1項第2号ア及び第4項第1号の規定の適用については、当分の間、同ア中「指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障がい児の数を4で除して得た数以上」とあるのは「おおむね障がい児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障がい児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上」と、同号中「言語聴覚士指定児童発達支援の単位ごとに4以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をい

う。) 及び言語機能訓練担当職員 (言語機能の訓練を担当する職員をいう。) それぞれ2以上」とする。

う。) 及び言語機能訓練担当職員 (言語機能の訓練を担当する職員をいう。) それぞれ2以上」とする。

## 議案第61号

### 福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定福祉型障がい児入所施設等に感染症の発生又はまん延の防止のための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

#### 2 主な改正内容

- (1) 虐待の防止等のための措置の義務化（第3条第4項、第43条第2項関係）
- (2) 福祉型障がい児入所施設における児童指導員及び保育士の総数を、おおむね障がい児の数を4で除して得た以上とする。（第5条第1項関係）
- (3) ハラスメントの防止等に係る規定の追加（第36条第4項関係）
- (4) 業務継続計画の策定等の義務化（第36条の2関係）
- (5) 非常災害の訓練実施に係る地域住民との連携の規定の追加（第38条第3項関係）
- (6) 感染症の発生又はまん延の防止のための措置の義務化（第39条第2項関係）
- (7) 身体拘束等の適正化を図るための措置の義務化（第42条第3項関係）
- (8) その他規定の整備

#### 3 施行期日

令和3年4月1日

福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正後（案）
目次（略） （趣旨） 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。） <u>第24条の9第2項</u> において準用する法第21条の5の15第2項第1号並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定め	目次（略） （趣旨） 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。） <u>第24条の9第3項</u> において準用する法第21条の5の15第3項第1号並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定め

るものとする。

第2条 (略)

(指定障がい児入所施設等の一般原則)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 指定障がい児入所施設等は、当該指定障がい児入所施設等を利用する障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

(申請者の要件)

第4条 法第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人(福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)を役員とするもの及び同条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員と密接な関係を有するものを除く。)とする。

第5条 指定福祉型障がい児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障がい児を入所させる指定福祉型障がい児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障がい児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 児童指導員(福岡市児童福祉施

るものとする。

第2条 (略)

(指定障がい児入所施設等の一般原則)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 指定障がい児入所施設等は、当該指定障がい児入所施設等を利用する障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(申請者の要件)

第4条 法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人(福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)を役員とするもの及び同条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員と密接な関係を有するものを除く。)とする。

第5条 指定福祉型障がい児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障がい児を入所させる指定福祉型障がい児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障がい児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 児童指導員(福岡市児童福祉施

設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年福岡市条例第56号）第27条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士

ア 児童指導員及び保育士の総数

（ア）から（ウ）までに掲げる指定福祉型障がい児入所施設の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める数

（ア） 主として知的障がいのある児童を入所させる指定福祉型障がい児入所施設 おおむね障がい児の数を4.3で除して得た数以上（30人以下の障がい児を入所させる指定福祉型障がい児入所施設にあつては、当該数に1を加えた数以上）

（イ） 主として盲児（強度の弱視児を含む。次条第2項第2号及び第4項において同じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。次条第2項第3号において同じ。）（次条第1項において「盲ろうあ児」という。）を入所させる指定福祉型障がい児入所施設 おおむね障がい児である乳児又は幼児（次条第3項第3号及び第54条第1項第2号ア（イ）において「乳幼児」という。）の数を4で除して得た数及び障がい児である少年の数を5で除して得た数の合計数以上（35人以下の障がい児を入所させる指定福祉型障がい児入所施設にあつては、当該合計数に1を加えた数以上）

設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年福岡市条例第56号）第27条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士

ア 児童指導員及び保育士の総数

（ア）から（ウ）までに掲げる指定福祉型障がい児入所施設の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める数

（ア） 主として知的障がいのある児童を入所させる指定福祉型障がい児入所施設 おおむね障がい児の数を4で除して得た数以上（30人以下の障がい児を入所させる指定福祉型障がい児入所施設にあつては、当該数に1を加えた数以上）

（イ） 主として盲児（強度の弱視児を含む。次条第2項第2号及び第4項において同じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。次条第2項第3号において同じ。）（次条第1項において「盲ろうあ児」という。）を入所させる指定福祉型障がい児入所施設 おおむね障がい児の数を4で除して得た数以上（35人以下の障がい児を入所させる指定福祉型障がい児入所施設にあつては、当該数に1を加えた数以上）

(ウ) (略)  
イ・ウ (略)  
(4)～(6) (略)

2 (略)  
(新設)

3 第1項各号(第1号を除く。)及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障がい児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第6条 (略)

2 (略)

3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。

(4) (略)

4・5 (略)

(ウ) (略)  
イ・ウ (略)  
(4)～(6) (略)

2 (略)

3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 第1項各号(第1号を除く。)及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障がい児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第6条 (略)

2 (略)

3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号の規定にかかわらず、乳児又は幼児(第54条第1項第2号において「乳幼児」という。)のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。

(4) (略)

4・5 (略)

第7条～第21条 (略)

(入所支援計画の作成等)

第22条 (略)

2～4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障がい児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6～10 (略)

第23条～第34条 (略)

(運営規程)

第35条 指定福祉型障がい児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第41条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第36条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

第7条～第21条 (略)

(入所支援計画の作成等)

第22条 (略)

2～4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障がい児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6～10 (略)

第23条～第34条 (略)

(運営規程)

第35条 指定福祉型障がい児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第41条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第36条 (略)

2・3 (略)

4 指定福祉型障がい児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第37条 (略)  
(非常災害対策)

第38条 (略)  
2 (略)  
(新設)

(衛生管理等)

第39条 (略)  
2 指定福祉型障がい児入所施設は、当該指定福祉型障がい児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。  
(新設)

第36条の2 指定福祉型障がい児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障がい児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障がい児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第37条 (略)  
(非常災害対策)

第38条 (略)  
2 (略)

3 指定福祉型障がい児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。  
(衛生管理等)

第39条 (略)  
2 指定福祉型障がい児入所施設は、当該指定福祉型障がい児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉型障がい児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を



	<p><u>活用して行うことができるものとする。）を定期的</u>に開催するとともに、<u>その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(2) <u>当該指定福祉型障がい児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(3) <u>当該指定福祉型障がい児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u></p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>第40条 (略)</p>	<p>第40条 (略)</p>
<p>(掲示)</p>	<p>(掲示)</p>
<p>第41条 (略)</p>	<p>第41条 (略)</p>
<p>(新設)</p> <p>(身体拘束等の禁止)</p>	<p>2 <u>指定福祉型障がい児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障がい児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(身体拘束等の禁止)</p>
<p>第42条 指定福祉型障がい児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為（<u>次項において「身体拘束等」という。</u>）を行ってはならない。</p>	<p>第42条 指定福祉型障がい児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為（<u>以下この条において「身体拘束等」という。</u>）を行ってはならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>3 <u>指定福祉型障がい児入所施設は、身</u></p>

(虐待等の禁止)  
第43条 (略)  
(新設)

第44条～第58条 (略)  
(準用)

第59条 第7条から第17条まで, 第19

体拘束等の適正化を図るため, 次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに, その結果について, 従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し, 身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待等の禁止)

第43条 (略)

2 指定福祉型障がい児入所施設は, 当該指定福祉型障がい児入所施設における虐待の発生又はその再発を防止するため, 次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定福祉型障がい児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに, その結果について, 従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定福祉型障がい児入所施設において, 従業者に対し, 虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条～第58条 (略)  
(準用)

第59条 第7条から第17条まで, 第19

条，第21条から第39条まで，第41条から第45条まで，第46条第1項，第47条から第50条まで，第52条及び第53条の規定は，指定医療型障がい児入所施設について準用する。この場合において，第17条第2項中「次条」とあるのは「第56条」と，第30条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と，第33条中「障がい児入所給付費」とあるのは「障がい児入所給付費及び障がい児入所医療費」と，第41条中「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」とあるのは「第58条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

条，第21条から第39条まで，第41条から第45条まで，第46条第1項，第47条から第50条まで，第52条及び第53条の規定は，指定医療型障がい児入所施設について準用する。この場合において，第17条第2項中「次条」とあるのは「第56条」と，第30条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と，第33条中「障がい児入所給付費」とあるのは「障がい児入所給付費及び障がい児入所医療費」と，第41条第1項中「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」とあるのは「第58条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

## 議案第62号

# 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、障がい児入所施設等に感染症の発生又はまん延の防止のための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

### 2 主な改正内容

- (1) 非常災害の訓練実施に係る地域住民との連携の規定の追加（第6条の2関係）
- (2) 業務継続計画の策定等の義務化（第12条の2関係）
- (3) 感染症の発生又はまん延の防止のための措置の義務化（第13条第3項関係）
- (4) 福祉型障がい児入所施設における児童指導員及び保育士の総数を、おおむね障がい児の数を4で除して得た数以上とする（第66条第3項、第66条第11項関係）
- (5) 福祉型児童発達支援センターにおいて、医療的ケアを必要とする障がい児が利用する場合に、看護職員の配置等を義務化（第80条第1項関係）
- (6) その他規定の整備

### 3 施行期日

令和3年4月1日

## 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例

### 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正後
目次（略）	目次（略）
第1条～第5条（略） （児童福祉施設と非常災害）	第1条～第5条（略） （児童福祉施設と非常災害）
第6条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	第6条 児童福祉施設（ <u>障がい児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第12条の2及び第13条第3項において「障がい児入所施設等」という。）を除く。同条第2項において同じ。）</u> ）においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を

2 (略)  
(新設)

第7条～第12条 (略)  
(新設)

設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 (略)

(非常災害対策)

第6条の2 障がい児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障がい児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月1回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。

3 障がい児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第7条～第12条 (略)

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 障がい児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障がい児入所支援（法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。第66条及び第69条において同じ。）又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障がい児入所施設等は、職員に対

(衛生管理等)  
第13条 (略)  
2 (略)  
(新設)

3 (略)  
4 (略)  
第14条～第26条 (略)

し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的  
に実施しなければならない。

3 障がい児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 (略)  
2 (略)

3 障がい児入所施設等は、当該障がい児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障がい児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障がい児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障がい児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的  
に実施すること。

4 (略)  
5 (略)  
第14条～第26条 (略)

(職員)

第27条 (略)

2・3 (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5～7 (略)

第28条～第35条 (略)

(職員)

第36条 (略)

2 (略)

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4～6 (略)

第37条～第55条 (略)

(職員)

第56条 (略)

2・3 (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業

(職員)

第27条 (略)

2・3 (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5～7 (略)

第28条～第35条 (略)

(職員)

第36条 (略)

2 (略)

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4～6 (略)

第37条～第55条 (略)

(職員)

第56条 (略)

2・3 (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに

した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5～7 (略)

第57条～第65条 (略)

(職員)

第66条 主として知的障がいのある児童

(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。))を除く。次項及び第3項において同じ。)を入所させる福祉型障がい児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者(障がい児通所支援(法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。))又は障がい児入所支援(法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。第69条において同じ。))の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 (略)

3 主として知的障がいのある児童を入所させる福祉型障がい児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童の数を4.3で除して得た数以上とする。ただし、30人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。

4～10 (略)

相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5～7 (略)

第57条～第65条 (略)

(職員)

第66条 主として知的障がいのある児童

(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。))を除く。次項及び第3項において同じ。)を入所させる福祉型障がい児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者(障がい児通所支援(法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。))又は障がい児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 (略)

3 主として知的障がいのある児童を入所させる福祉型障がい児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、30人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。

4～10 (略)



11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障がい児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、乳幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5人につき1人以上とする。ただし、35人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。

12～14 (略)

15 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第67条～第79条 (略)

(職員)

第80条 福祉型児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障がい児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、児童おおむね4人につき1人以上とする。ただし、35人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。

12～14 (略)

15 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第67条～第79条 (略)

(職員)

第80条 福祉型児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員を置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合に応じ、当該各号に定める職員

		を置かないことができる。
(新設)	(1)	<u>児童40人以下を通わせる施設 栄養士</u>
(新設)	(2)	<u>調理業務の全部を委託する施設 調理員</u>
(新設)	(3)	<u>医療機関等との連携により、看 護職員を福祉型児童発達支援センタ ーに訪問させ、当該看護職員が障が い児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員</u>
(新設)	(4)	<u>当該福祉型児童発達支援センタ ー（社会福祉士及び介護福祉士法 （昭和62年法律第30号）第48条の3 第1項の登録に係る事業所である場 合に限る。）において、医療的ケア のうち<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等（同法第2条第2 項に規定する<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等をいう。） のみを必要とする障がい児に対し、 当該登録を受けた者が自らの事業又 はその一環として<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等業務 （同法第48条の3第1項に規定する<sup>かくたん</sup> 喀痰吸引等業務をいう。）を行う場 合 看護職員</u>
(新設)	(5)	<u>当該福祉型児童発達支援センタ ー（社会福祉士及び介護福祉士法附 則第20条第1項の登録に係る事業所 である場合に限る。）において、医 療的ケアのうち特定行為（同法附則 第3条第1項に規定する特定行為を いう。）のみを必要とする障がい児 に対し、当該登録を受けた者が自ら の事業又はその一環として特定行為 業務（同法附則第20条第1項に規定 する特定行為業務をいう。）を行う 場合 看護職員</u>
2	福祉型児童発達支援センターの児童	2 福祉型児童発達支援センターの児童

指導員，保育士及び機能訓練担当職員  
の総数は，おおむね児童の数を4で除  
して得た数以上とする。

3～5 (略)

6 主として難聴児を通わせる福祉型児  
童発達支援センターの児童指導員，保  
育士，言語聴覚士及び機能訓練担当職  
員の総数は，おおむね児童の数を4で  
除して得た数以上とする。ただし，言  
語聴覚士の数は，4人以上でなければ  
ならない。

7 主として重症心身障がい児を通わせ  
る福祉型児童発達支援センターには，  
第1項に規定する職員及び看護職員を  
置かなければならない。ただし，40人  
以下の児童を通わせる施設にあっては  
栄養士を，調理業務の全部を委託する  
施設にあっては調理員を置かないこと  
ができる。

8・9 (略)

第81条～第89条 (略)  
(職員)

第90条 (略)

2 (略)

3 心理療法担当職員は，学校教育法の  
規定による大学（短期大学を除く。以  
下この項において同じ。）において，  
心理学を専修する学科若しくはこれに  
相当する課程を修めて卒業した者又は  
同法の規定による大学において，心理  
学に関する科目の単位を優秀な成績で

指導員，保育士，機能訓練担当職員及  
び看護職員の総数は，おおむね児童の  
数を4で除して得た数以上とし，その  
うち半数以上は児童指導員又は保育士  
でなければならない。

3～5 (略)

6 主として難聴児を通わせる福祉型児  
童発達支援センターの児童指導員，保  
育士，言語聴覚士，機能訓練担当職員  
及び看護職員の総数は，おおむね児童  
の数を4で除して得た数以上とする。  
ただし，言語聴覚士の数は，4人以上  
でなければならない。

7 主として重症心身障がい児を通わせ  
る福祉型児童発達支援センターには，  
嘱託医，児童指導員，保育士，栄養  
士，調理員，児童発達支援管理責任者  
及び看護職員のほか，日常生活を営む  
のに必要な機能訓練を行う場合には，  
機能訓練担当職員を置かなければなら  
ない。ただし，40人以下の児童を通わ  
せる施設にあっては栄養士を，調理業  
務の全部を委託する施設にあっては調  
理員を置かないことができる。

8・9 (略)

第81条～第89条 (略)  
(職員)

第90条 (略)

2 (略)

3 心理療法担当職員は，学校教育法の  
規定による大学（短期大学を除く。以  
下この項において同じ。）若しくは大  
学院において，心理学を専修する学  
科，研究科若しくはこれらに相当する  
課程を修めて卒業した者又は同法の規  
定による大学において，心理学に関す

修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

4～6 (略)

第91条～第97条 (略)

(職員)

第98条 (略)

2・3 (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

5・6 (略)

以下略

る科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

4～6 (略)

第91条～第97条 (略)

(職員)

第98条 (略)

2・3 (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

5・6 (略)

以下略

## 4. 一般議案

### 議案第 108 号

#### 建物の譲渡について

##### 1 無償譲渡理由

本件は、社会福祉法人が運営する乳児院について、当該法人による建替えにより機能の充実を図るため、その建物を無償で譲渡する必要があるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

##### 2 概 要

###### (1) 譲渡する財産の内容

名 称 福岡子供の家みずほ乳児院  
所在地 福岡市城南区樋井川六丁目 24 番 16 号  
建物構造 鉄筋コンクリート造 2 階建  
延 面 積 529.55 m<sup>2</sup>

###### (2) 譲渡する相手方

名 称 社会福祉法人 仏心会  
所在地 福岡市早良区大字西 1 番地  
代表者名 理事長 野村 純椿

## 5.子ども施策関係の体制整備

【職員の増減】

\_\_\_\_\_ 変更等

令和2年度 (R2.4.1現在)	令和3年度整備案 (R3.4.1現在)
(単位：人)	(単位：人)
<ul style="list-style-type: none"> <li>こども未来局 388               <ul style="list-style-type: none"> <li>└─ 理事 1</li> <li>─ こども部 48                   <ul style="list-style-type: none"> <li>└─ 総務課 7</li> <li>└─ 企画課 10</li> <li>└─ こども家庭課 17</li> <li>└─ こども発達支援課 13</li> </ul> </li> <li>─ 子育て支援部 252                   <ul style="list-style-type: none"> <li>└─ 事業企画課 12</li> <li>└─ 運営支援課 16</li> <li>└─ 指導監査課 213                       <ul style="list-style-type: none"> <li>└─ 課長※保育指導等 (1)</li> </ul> </li> <li>└─ 放課後こども育成課 10</li> </ul> </li> <li>─ こども総合相談センター(所長は理事が兼務) 86                   <ul style="list-style-type: none"> <li>└─ 副所長 1</li> <li>└─ 調整課(副所長事務取扱) 6</li> <li>└─ こども支援第1課 39</li> <li>└─ こども支援第2課 30</li> <li>└─ こども緊急支援課 10</li> <li>└─ 教育相談課 (教育委員会)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども未来局 395               <ul style="list-style-type: none"> <li>└─ 理事 1</li> <li>─ こども部 49                   <ul style="list-style-type: none"> <li>└─ 総務企画課 8</li> <li>└─ こども健全育成課 9</li> <li>└─ こども家庭課 16</li> <li>└─ こども発達支援課 15</li> </ul> </li> <li>─ 子育て支援部 242                   <ul style="list-style-type: none"> <li>└─ 事業企画課 11</li> <li>└─ 運営支援課 15</li> <li>└─ 指導監査課 215                       <ul style="list-style-type: none"> <li>└─ 課長 ※保育指導等 (1)</li> <li>× 放課後こども育成課 ※教育委員会へ移管</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>─ こども総合相談センター(所長は理事が兼務) 102                   <ul style="list-style-type: none"> <li>└─ 副所長 1</li> <li>└─ 調整課(副所長事務取扱) 6</li> <li>└─ こども支援第1課 45</li> <li>└─ こども支援第2課 39</li> <li>└─ こども緊急支援課 10</li> <li>└─ 課長※連携支援 1</li> <li>└─ 教育相談課 (教育委員会)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>